

第6次
高原町総合計画
後期基本計画（案）

令和8年度～令和11年度

令和8年 月

宮崎県高原町

第1章 分野横断的な重点政策

基本構想に掲げる「基本理念」と「まちの将来像」の実現に向けて、すべての基本目標を横断的に連携させて取り組む必要のある重点政策を定めます。

1 未来を担う人づくりと健幸のまちづくり

高原町の将来を担う子どもたちは、地域の宝です。小さなころから多様な学びを体験しながら、人や自然に対する思いやりの心、郷土への誇りを育むことは、変化の激しい時代を生きるための力となります。家庭、地域、学校が連携して、時代に対応した多様な学びの機会を提供しながら、将来のまちづくりの原動力をなるような人材を育成していきます。

さらに、幼少期以降も一生涯を通して、心身ともに健やかに自分らしく活躍できる健幸社会は、目指すべきまちの未来です。町民誰もが生きがいを持ち、健康で、地域の担い手として、それぞれの目標に向かって力を発揮することができるようなまちづくりを町民総ぐるみで推進していきます。

2 新しい時代の変化に対応した持続可能で住みよい社会づくり

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、私たちの生活様式は大きく変化しました。その後の社会では、感染症対策として行われた人との距離の確保やマスクの着用・手指の消毒などの衛生行動が、感染症対策の基本として定着しました。また、デジタル技術の進展に伴ってオンライン会議や電子決済といった技術は、日常生活や業務の効率化を支える重要なツールとなり、企業や自治体の取り組みをさらに加速させています。特にデジタル技術の活用は、感染症対策を超えて、人口減少や少子高齢化、さらには地域の活性化を図る上でも必須のテーマとなっています。

現在では、DX(デジタルトランスフォーメーション)が社会全体で進展しており、さらなる技術革新を活用しながら、社会的課題の解決と経済発展を両立させる「Society 5.0」の実現に向けた取り組みが重要視されています。加えて、気候変動の影響による自然災害が相次ぐ昨今、今ある自然環境を守り、限りある資源を持続可能な形で利用していくことが求められています。このような背景から、「SDGs(持続可能な開発目標)」の重要性がさらに認識され、その達成に向けた具体的な行動が積極的に進められています。

SDGsは17のゴール(目標)を掲げており、自治体や企業を含むあらゆる組織において、その理念に基づく政策や活動の推進が必要とされています。現代社会では、持続可能で包摂的な未来を築くための具体的な取り組みが求められており、これからも一人ひとりが「持続可能な社会」づくりに参加することが重要となっています。

本町においても、総合計画の各分野にSDGsの目指す17の目標を関連付けることで、持続可能で住みよいまちづくりの実現とSDGsの目標達成に向けて、官民一体で取り組んでいきます。

第2章 計画の推進に向けて

基本計画の推進に向けて、本計画の進行状況を町民の皆さんに分かりやすく伝えるため、施策ごとに成果指標と目標値を設定し、「計画 (Plan)」→「実行 (Do)」→「評価 (Check)」→「改善 (Action)」のサイクルによる進行管理を行います。

各施策の成果を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行いながら、計画の着実な推進と事務の効率化・適正化に努めます。

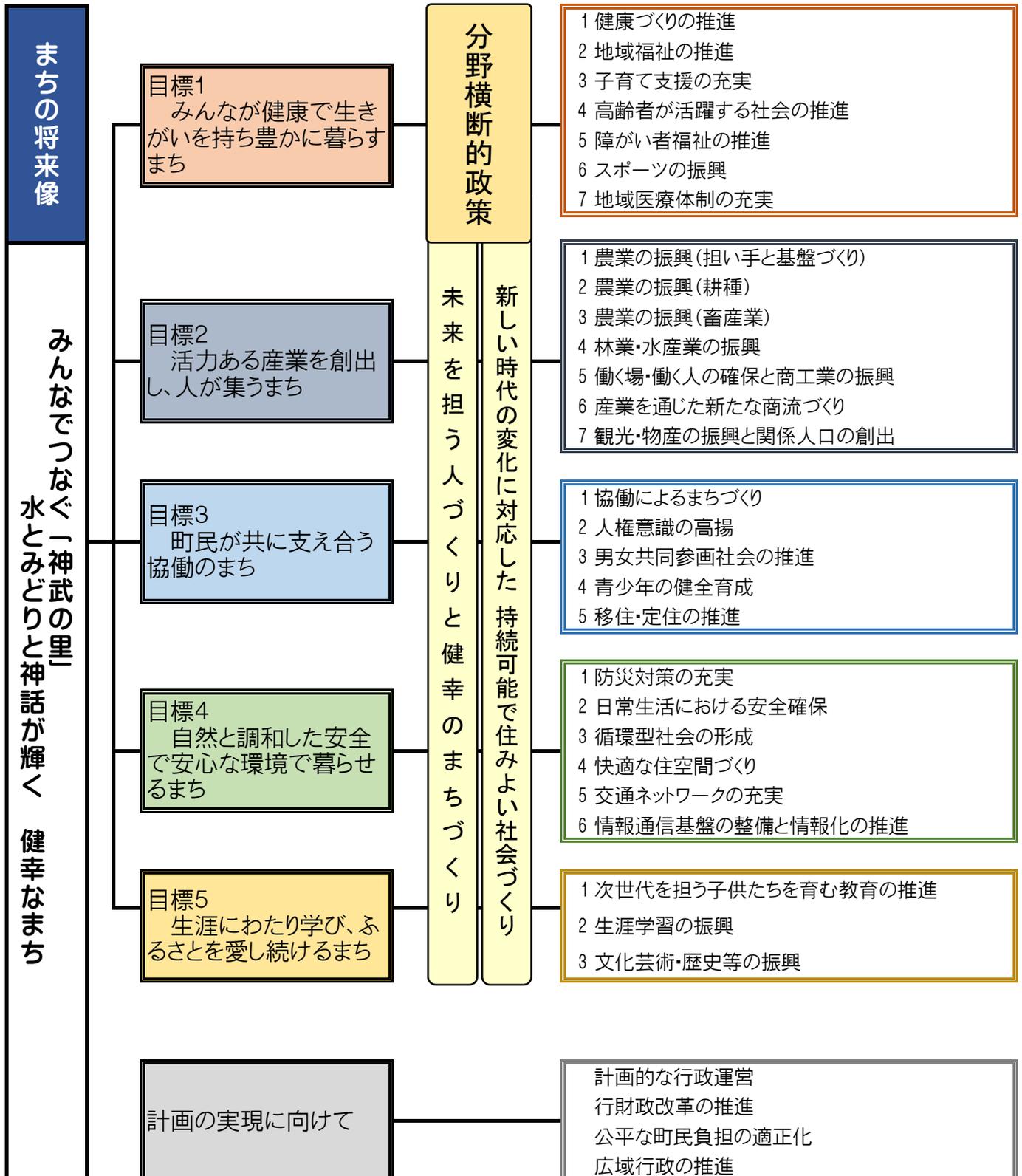
第3章 計画の体系

基本構想

基本計画

基本目標

基本施策など



第4章 基本施策

目 標	基 本 施 策	頁
みんなが健康で生きがいを持ち豊かに暮らすまち	1 健康づくりの推進	P5
	2 地域福祉の推進	P8
	3 子育て支援の充実	P10
	4 高齢者が活躍する社会の推進	P12
	5 障がい者福祉の推進	P14
	6 スポーツの振興	P16
	7 地域医療体制の充実	P19
活力ある産業を創出し、人が集うまち	1 農業の振興（担い手と基盤づくり）	P21
	2 農業の振興（耕種）	P24
	3 農業の振興（畜産業）	P26
	4 林業・水産業の振興	P28
	5 働く場・働く人の確保と商工業の振興	P30
	6 産業を通じた新たな商流づくり	P32
	7 観光・物産の振興と関係人口の創出	P34
町民が共に支え合う協働のまち	1 協働によるまちづくり	P36
	2 人権意識の高揚	P38
	3 男女共同参画社会の推進	P40
	4 青少年の健全育成	P42
	5 移住・定住の推進	P44
自然と調和した安全で安心な環境で暮らせるまち	1 防災対策の充実	P46
	2 日常生活における安全確保	P49
	3 循環型社会の形成	P52
	4 快適な住空間づくり	P55
	5 交通ネットワークの充実	P57
	6 情報通信基盤の整備と情報化の推進	P59
生涯にわたり学び、ふるさとを愛し続けるまち	1 次世代を担う子供たちを育む教育の推進	P61
	2 生涯学習の振興	P65
	3 文化芸術・歴史等の振興	P67



健康づくりの推進

現状と課題

- ◎ 本町では「第3次高原町健康増進計画」に基づき、ライフステージに応じた健康増進の取り組みを進めています。健康寿命の延伸に向けて、町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という気持ちを持ち、主体的に健康づくりに取り組むと共に、社会全体で健康づくりを推進していくことが必要です。
- ◎ 特定健診の結果、高血圧症・脂質異常症・糖尿病有病者の割合が増えています。生活習慣病予防のための各種健（検）診の推進と健康相談・健康教室等の充実、疾病予防や早期発見に努め、食生活や運動等による健康づくりを推進する必要があります。
- ◎ がん検診受診率は、大腸がん検診以外の胃がん・子宮がん・乳がん検診で徐々に低下しており、がん検診受診率向上のため受診勧奨を推進していく必要があります。
- ◎ 「第2次高原町自殺対策行動計画」に基づき「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症などの新興感染症は、人々の生命や健康に重大な影響を及ぼすとともに社会的影響も大きいことから、予防接種、感染防止対策に取り組んでいくことが求められます。
- ◎ 本町では、平成31年3月に「高原町健康づくり推進条例」を制定しました。また、令和2年2月からスマートウェルネスシティ*首長研究会に加盟し、社会全体で協働による「健幸なまちづくり」を推進しています。

■特定健診受診者の高血圧症、脂質異常症、糖尿病有病者の割合の推移

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
高血圧症	23.5%	23.3%	26.1%
脂質異常症	13.7%	14.9%	18.7%
糖尿病	9.9%	10.3%	12.9%

(資料：健康課)

■がん検診受診率の推移

	平成 25 年度	平成 28 年度	令和 6 年度
胃がん	—	—	1.9%
大腸がん	16.3%	23.4%	6.7%
子宮がん	7.7%	5.2%	3.7%
乳がん	7.1%	6.3%	4.1%

(資料：地域保健・健康増進事業報告)

施策の展開

●持続可能な開発目標（SDGs）



1 SWC（スマートウェルネスシティ）の推進

- 健康で元気に暮らせること、すなわち「健幸」であることは、個人と社会の双方にとってメリット（生きがい、豊かな生活、医療費の抑制など）があります。「健幸」をこれからのまちづくりの基本とするSWC構想に取り組んでいきます。

2 主体的な健康づくりの推進

- 「自分の健康は自分でつくる」という意識の高揚を図るとともに、医療機関や各種関係機関、母子保健推進員・高原ヘルシーサポートメイト等と連携しながら、地域全体で健康づくりを支える環境を整備します。

3 健康管理体制の充実

- 総合保健福祉センター「ほほえみ館」を拠点に、町民の健康の保持増進及び生活習慣病予防など総合的な健康管理体制の充実に努めます。

4 生活習慣病等の対策の推進

- 疾病の早期発見のために、健（検）診を受けやすい体制づくりや周知啓発に努めます。
- 生活習慣病を予防し、健康づくりに取り組めるよう、個々に応じた食事や運動など生活習慣の改善に向けた保健指導に努めます。

5 こころの健康づくり

- 町、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して自殺を未然に防ぐことにつなげていけるよう、相談窓口の周知啓発を行うとともに支援体制の充実に努めます。

6 感染症対策の推進

- 感染症の発生予防やまん延防止に対する町民の意識を高め、予防接種や感染症等の情報を収集し、正確な情報提供を行うとともに、関係機関と連携した適切な対応に努めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
健康寿命の延伸	健康寿命 男 78.06 歳 女 82.44 歳 (H27)	65 歳男女の不健康 な期間の平均値 男 1.33 年 女 2.98 年 (R2)	65 歳男女の不健康な 期間の平均値の縮小
特定健診受診率	48.9% (R1)	37.5% (R6)	56%
大腸がん検診受診率	27.6% (R1)	6.7% (R6)	20%
こころの悩みの 相談窓口認知度	69.4% (R1)	65.8% (R5)	80%以上

基本
施策
2

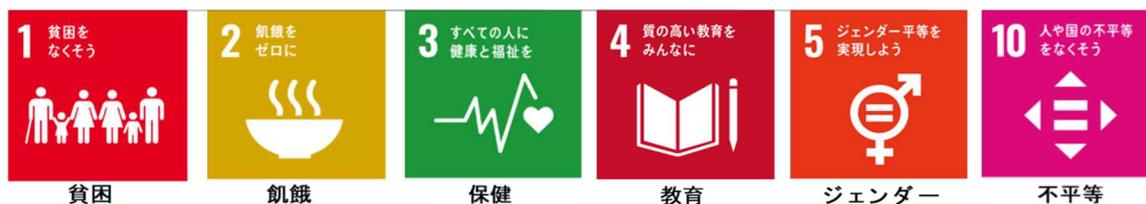
地域福祉の推進

現状と課題

- ◎ 地域の課題の中には、複合的な課題や、公的サービスの対象とならないような生活する上での困りごとなど、単一の支援制度では対応することが難しいケースが増えています。
- ◎ 地域の「ひと」のつながりを大切にし、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、地域の生活課題を解決し、さらに地域全体をよりよいものに発展させるサイクルをつくっていく必要があります。
- ◎ 行政、社会福祉協議会、民間事業者、地域が連携して、地域福祉の基盤を整備し、すべての町民がそれぞれの役割をもって地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような重層的な支援体制の構築が課題です。
- ◎ これらの課題に対応するために、令和4年3月に策定した「第2期高原町地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、本町の実情を踏まえながら、より地域住民のニーズに沿った推進すべき取組等を実行していく必要があります。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 子どもや女性、高齢者、障がい者を守るための取組の推進

- 関係機関との連携を図りながら、児童や高齢者、障がい者に対する虐待をはじめ、配偶者やパートナーに対する暴力等の未然防止と早期発見、早期対応までの支援体制づくりに努めるとともに、地域社会全体で、子どもや女性、高齢者、障がい者を守る社会づくりに取り組みます。

2 地域で支え合い、暮らし続けられる体制の構築

- 地域でお互いに支え合い、助け合いながら暮らし続けていくことができるように、町民同士のつながりを維持し、町民が主体となって地域で見守る体制を構築しながら、地域で生活課題を抱えている人、世帯を把握し、適切なサービス提供等の支援につなげていく取組を進めます。

3 地域福祉の担い手育成

- 町民に対して地域福祉に関する情報提供を行うことにより、町民一人ひとりの地域福祉の担い手としての意識の醸成を図るとともに、地域福祉活動に参画しやすい環境づくりを推進します。
- 地域課題を発見し、地域での共有・活動を支える地域福祉のリーダーを担う人材やボランティア等の育成や活動支援に努めます。

4 災害時に支え合える体制づくり

- 関係団体等と連携しながら、一人暮らし高齢者などの支援が必要な方を把握するなど、地域における見守り活動を推進します。
- 平時から避難場所の周知や災害時の対応についての啓発を行うことで、防災意識を高めるとともに、災害時の迅速な安否確認と円滑な避難が可能となる体制づくりに取り組みます。

5 組織の枠組みを超えた支援体制づくり

- 行政、社会福祉協議会、民間事業者、地域が連携して、地域の課題や情報を共有し、制度や組織の枠組みを超えた重層的な支援体制を構築し、課題解決に向けた支援に取り組みます。

6 安定した生活の確保

- 関係機関と連携し、生活困窮者からの相談に適切に対応できる相談支援体制を構築します。
- 子どもの養育や就業、経済的不安等の様々な問題を抱えているひとり親家庭に対し、関係機関と連携しながら、自立のための支援に取り組みます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
「住みやすいまち」だと感じる町民の割合	44.2% (R1)	44.0% (R6)	50%以上

基本
施策
3

子育て支援の充実

現状と課題

- ◎ 本町の年少人口、生産年齢人口の比率は減少傾向で推移していますが、核家族化の進展、就労形態の多様化、地域社会の連帯意識の希薄化とともに、子育てに対する不安や負担感を抱える子育て家庭は増えており、子育て支援のニーズは増加傾向にあります。
- ◎ 子どもは社会の宝であり、子育てに対する支援は地域全体で取り組むべき最重要課題の一つであることから、子どもや保護者の視点に立った施策の展開が重要です。
- ◎ 安心して生み育てられる環境を整えるために、妊娠前から切れ目のない相談・支援体制の構築が望まれています。女性の就業率向上や就労形態の多様化に伴い、仕事と子育ての両立を支えるため、未就学児への保育に加え、小学生への放課後支援策にも一層の充実と受け皿確保が求められます。
- ◎ 子どもたちが不当な扱いを受けたり、育ちの環境に左右されることなく必要な支援を受けられることができるよう、将来の夢や目標の実現に向けて成長できる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



保健



教育



平和

1 相談・支援体制の強化

- 子育てに対する不安や負担感を抱える方が増えている中、子ども等への相談支援体制の強化を図るとともに、関係機関・団体等との連携を強化し、支援や保護を必要とする児童や家庭の早期発見と課題の解決に努め、児童虐待の防止につなげていきます。

2 地域全体での子育て支援

- 自治会組織や地域住民の活発な活動を支援するとともに、NPO等の民間団体による創意工夫のある子育て支援活動の取組を支援し、子育て世代間や地域住民の交流推進に努めます。

3 子育て支援サービスの充実と子育てに対する不安や負担の軽減

- 就業や生活スタイルが多様化する中、乳幼児から放課後児童まで成長段階に応じた多様な子育て支援サービスの充実により、出産や子育てに係る不安や、負担感の解消を図るとともに経済的負担の軽減に努めます。また、積極的なSNS発信など、サービスの利用促進につながる情報の提供に努めます。
- 国保被保険者については、法律等に基づき未就学児の国民健康保険税の負担軽減に、引き続き取り組みます。

4 児童福祉施設等の充実

- 教育・保育施設等については、適正な配置や運営の見直しを進めるとともに、老朽度や安全な保育環境等を考慮し、計画的な整備・充実に努めます。

5 親と子どもの健康づくりの推進

- こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期のそれぞれの段階において継続した支援を行い、住民が安心して妊娠・出産・子育てができるように努めます。
- 健康診査、発達等について医療機関等と連携を図りながら、知識普及や保健指導に努めます。また、食育の推進、生活習慣の見直し、育児に対する不安や悩みの解消に向けた取組など、親と子の心身の健康づくりの充実に努めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和11年度目標値
地域の子育て環境や支援への満足度	19.5% (R1)	15.0% (R6)	25%以上
地域子育て支援センター年間利用者数	2,400人 (R1)	2,176人 (R6)	1,500人以上
放課後児童クラブ数	4か所 (R1)	5か所 (R6)	3か所
病後児保育サービス実施施設数	－ (R1)	2か所 (R6)	2か所
子どものむし歯有病者率(3歳児)	24.6% (R1)	17.5% (R6)	17%

基本
施策
4

高齢者が活躍する社会の推進

現状と課題

- ◎ 本町の高齢者割合（高齢化率）は年々高まっており、全人口のうち 65 歳以上の高齢化率は 42.1%（令和 2 年度）と、国や県より高い数値となっています。
- ◎ 労働力人口が減少していく中で、高齢者の大幅な増加に伴い、介護や医療などの社会保障費が大きな負担になることが懸念されます。その一方で、健康で知識や経験等が豊富な高齢者が増加していくことも期待されます。
- ◎ 地域社会の活力を維持・増進していくためには、高齢者がそれぞれの体力や能力に応じて社会活動や経済活動に積極的に参加する環境や仕組みを構築することが求められます。

■全人口のうち 65 歳以上の方の割合

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
全 国	17.3%	20.1%	23.0%	26.6%	32.6%
宮崎県	20.7%	23.5%	25.8%	29.4%	28.6%
高原町	27.7%	31.8%	33.5%	37.2%	42.1%

（資料：国勢調査）

施策の展開

●持続可能な開発目標（SDGs）



貧困



保健



持続可能な都市

1 高齢者医療制度の安定的運営

- 高齢者が安心して医療サービスを受けられるように、高齢者医療事業の円滑な実施、安定的な運営に努めます。

2 健康づくりや介護予防の推進

- 介護予防に向けた取組が自主的に実施される機運の醸成に努めながら、健康教室や百歳体操の拡充、町民主体の通いの場づくりなど、地域の介護予防支援を行っていきます。また、フレイル*等の心身の多様な課題に対して、きめ細やかな保健事業

を行うため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していきます。

3 介護支援体制の充実

- 高齢者やその家族等の様々な相談に適切に対応するため、地域包括支援センターを中心に関係機関等との連携の推進と相談体制の充実を図ります。また、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置など、認知症の人を地域全体で支える体制づくりに取り組んでいきます。加えて、ニーズの多様化、複雑化に対し、医療・介護従事者の研修などを通じて、サービスの質の向上への取組や医療と介護の連携推進に努めます。

4 生きがいづくりと社会参加の推進

- 高齢者が生きがいを持って、能力を生かしながら暮らせる地域社会を形成するため、老人クラブ活動の活性化、ボランティア活動への支援を行います。また、高齢者の居場所づくりを進めるため、茶飲み場の拡充等に取り組めます。

5 最適なサービス提供

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な職種からなる関係機関と連携を図りながら、心身の健康の維持と生活の支援等を行う地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。また、介護保険制度の安定的な運営を図るため、公正な介護認定に努めるとともに、給付の適正化事業や介護サービスの質の向上を図ります。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
長寿健診受診率	29.8% (R1)	26.6% (R6)	33.5%
認知症サポーター養成講座修了者数	986 人 (R1)	1,232 人 (R6)	1,700 人
認知症カフェ等設置数	2 か所 (R1)	2 か所 (R6)	4 か所
要介護認定率	15.5% (R1)	16.4% (R6)	16%

基本
施策
5

障がい者福祉の推進

現状と課題

- ◎ 本町の身体障害者手帳の所持者は増加傾向から減少に転じていますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあり、障がいの重症化、重複化により、障がい者のニーズも多様化し、障害福祉サービスの必要性が高まっています。
- ◎ 障がい者が、地域社会の中で充実した生活を送るために、地域住民の一人として、それぞれが得意な分野を生かし社会参加し、必要なサービスを受けながら安心して暮らせる地域づくりが求められています。

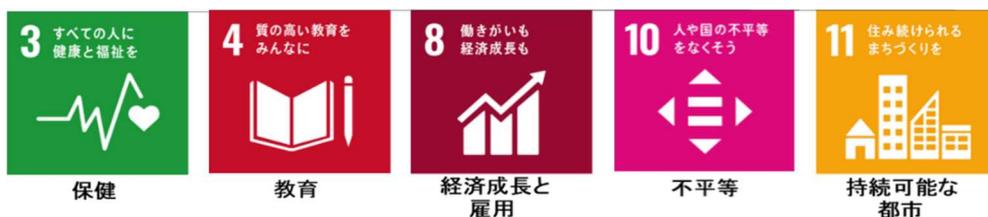
■各種手帳の交付状況（令和7年4月1日現在）

手帳名	交付数
身体障害者手帳	532
療育手帳	131
精神障害者保健福祉手帳	65

（資料：福祉課）

施策の展開

●持続可能な開発目標（SDGs）



1 関係機関と連携支援体制の充実

- 障がいのある方やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活することができるように各種相談や情報提供などの支援を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターをはじめ、関係機関と連携した支援を行います。

2 障がい者の自立と社会参加の促進

- 障がいや障がい者に対する町民の理解を深めるとともに、障がい者の就労支援の強化や居住の場の確保など、障がい者の自立した生活を支援します。また、スポーツや文化活動などの社会参加を促進します。

- 障がい者が社会の一員として社会参加できるように、地域のボランティアや関係機関と協働しながら、地域ぐるみで障がい者とその家族が安心して暮らせる環境づくりの推進に努めます。また、障がい者が障がいの特性やライフステージに応じ、身近な地域で必要なサービスを一貫して受けられるよう、サービスの量の確保とその質の向上を図ります。

3 障がい者を守るための取組の推進

- 関係機関との連携を図りながら、障がい者に対する虐待や暴力等の未然防止と早期発見、早期対応までの支援体制づくりに努めるとともに、地域社会全体で、障がい者を守る社会づくりに取り組みます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
手話養成講座参加登録者数	14 人 (R1)	14 人 (R6)	20 人

基本
施策
6

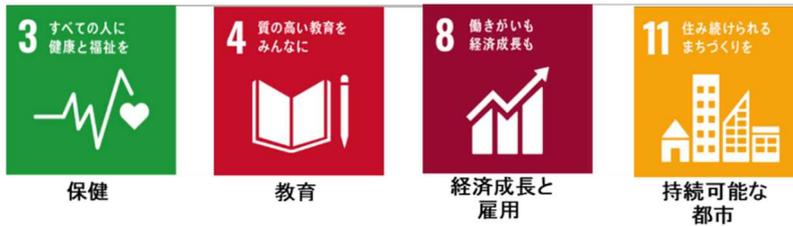
スポーツの振興

現状と課題

- ◎ 町民が生涯にわたり、健康でいきいきとした生活を営むためには、気軽にスポーツを楽しめる機会を設けることが重要であり、本町では高原町スポーツ推進委員連絡協議会を中心に、健康増進や体力づくり、スポーツの楽しさを伝えることを目的としたスポーツ教室を行っており、より多くの町民の参加や、地域が元気になるような事業の開催が求められています。
- ◎ 競技スポーツにおいては、高原町スポーツ協会を中心に、県民総合スポーツ祭への出場や、スポーツ協会長杯の大会開催等による普及、啓発に努めており、「高原町スポーツ賞」を創設し、全国大会等で上位の成績を収めた個人、団体を表彰することによって、競技力向上への機運醸成を図っています。
- ◎ 今後も競技スポーツ力の向上を目指し、各種競技団体等の育成・強化・相互の協力体制づくりを推進していかなければなりません。このほか、町民が生涯にわたって体育・スポーツに親しみ、健康の保持増進と体力づくりを図って豊かな人生を送るためには、スポーツ施設の整備充実が欠かせません。
- ◎ 本町の施設はいずれも老朽化が進み、抜本的な整備が必要な状況にあるため、町民が安全で快適に利用できるよう、体育施設の計画的な整備を図る必要があります。さらに、スポーツに親しむ町民を増やすためには、指導者を養成することが必要であり、特にスポーツ少年団、部活動指導者については、「スポーツを手段とした人間形成」という目的に沿った指導の徹底も求められています。また、レクリエーションスポーツにおける指導者の養成を積極的に行い、より多くの町民がスポーツに参加できる環境づくりを進めることも必要となっています。
- ◎ 近年においては、各競技スポーツへの関心もSNSの普及等により、かなり高い状態となっており、競技力向上のため、指導者の確保や育成、さらに、県を代表して出場する上位大会等への支援についても引き続き実施していく必要があります。
- ◎ 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催準備が進む中、町民のスポーツ参加意識や地域交流の機運が高まりつつあります。一方で、この機運を大会後の健康づくり、生涯スポーツの推進、地域力の向上へと継続的に発展させる仕組みづくりが課題となっています。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 子どもたちの体力向上

- 子どもたちが、試練や困難に立ち向かう気力や忍耐力を身に付けるとともに、乳幼児から高齢者までの体力づくりや、学校における体力向上対策等を推進します。

2 生涯スポーツ等の推進

- スポーツ推進委員や各種のスポーツ・レクリエーション団体等と連携を図りながら、スポーツ教室やレクリエーション等を積極的・継続的に推進し、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことのできるような環境づくりに努めます。

3 社会教育体制の充実

- スポーツ推進委員や各種のスポーツ・レクリエーション団体等の連携強化や、スポーツ指導員や各種インストラクターの養成に努めます。
- 競技スポーツの普及・啓発をはじめ、競技力向上はもとより、体力づくり、人間性の向上など総合的なレベルアップに努めます。
- スポーツ少年団や部活動の活動の支援や、各種競技団体等の育成・強化・相互の協力体制を推進します。

4 社会体育施設の整備・充実

- 町管理の体育館をはじめ、中央運動公園等の社会体育施設の適切な維持管理や長寿命化に向けた取組を推進するとともに、指定管理となった高原町総合運動公園は、町民の健全な余暇活動、健康増進を図ることをはじめ、スポーツを通じた合宿誘致やスポーツイベント等の開催など観光面と連携し、経済波及効果を高める施設として管理充実を図りながら、施設の利用促進に努めます。

5 スポーツ環境づくりと町民の健康増進

- 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会の開催を契機として、町民のスポーツ参画機会の拡大、健康増進の推進、生涯スポーツの普及、地域交流と協働の促進を図り、誰もが生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
町主催等のスポーツ教室等の開催数	18 回 (R1)	21 回 (R6)	23 回

スポーツ施設等（中央運動公園・各体育館）の利用者数	56,656人（R1）	35,503人（R6）	40,000人
---------------------------	-------------	-------------	---------



地域医療体制の充実

現状と課題

- ◎ 本町の医療機関は公立病院1か所、診療所2か所、歯科診療所2か所があります。
- ◎ 少子高齢化の進展に伴う医療需要の増大をはじめ、近年の患者の医療ニーズは、専門化あるいは細分化しており、特に、外科、内科の診療科を中心とした総合医の確保が強く求められています。
- ◎ 医師も専門域化など多種多様化しており、また、医師、薬剤師、看護師などのスタッフ確保に苦慮しており、医療の担い手の不足が懸念されています。
- ◎ 国民健康保険高原病院は、健診事業や在宅医療等の地域医療を行っています。また、診療所においてはかかりつけ医としての機能を堅持しながら、介護保険事業との連携を図り住民のニーズに応えています。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



保健



教育



平和

1 医療体制・救急医療体制の整備・充実

- 国民健康保険高原病院においては、医師の確保に努めるとともに、医療機器の整備を図りながら、引き続き、健診事業や在宅医療等の地域医療に対応する医療機関としての医療供給体制の充実に努めます。
- 在宅医療に対するニーズの増大に対応するため、引き続き、「かかりつけ医」としての役割を担う民間診療所や介護サービス事業者等との連携強化を図り、在宅で必要な医療と福祉サービスの総合的・効果的な提供体制の整備を進めます。
- 西諸医師会をはじめとする関係医療機関との機能分担・連携の推進等により、予防から治療・リハビリテーションまでの一貫した医療圏内の保健医療体制の充実に努めます。また、小児救急医療体制や二次救急医療体制については、医療圏内の市町並びに西諸医師会との連携により、高度・専門的な医療提供体制の整備を図ります。

- 初期救急医療体制の維持・充実のため、西諸医師会の全面的な協力により、日曜・休日の医療機関の体制を図ります。
- 西諸医師会等との関係機関と連携し、医療従事者確保の機会の充実を図ります。
- 西諸医師会と西諸圏域において災害発生時における医療救護に関する医療提供体制に備えます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
[再掲] 健康寿命の延伸	健康寿命 男 78.06 歳 女 82.44 歳 (H27)	65 歳男女の不健康 な期間の平均値 男 1.33 年 女 2.98 年 (R2)	65 歳男女の不健康な 期間の平均値の縮小

基本
施策
1

農業の振興（担い手と基盤づくり）

現状と課題

- ◎ 人口減少、高齢化が進行する中、新たな担い手の確保、認定農業者の更なる経営発展、地域農業を支える集落営農組織等の体質強化等が必要となってきます。
- ◎ 担い手の減少、農業生産構造の変化に伴い、遊休化した農地が増加し、有害鳥獣の住処や竹林化等により近隣農地への影響が大きくなっています。
- ◎ 本町では肉用牛生産を主体とした畜産業は盛んでありますが、露地園芸等の土地利用型農業は、野菜等価格の低迷、地球環境の変化による気候変動等を起因とした収量の不安定化等を要因に経営体数、生産量が減少しています。
- ◎ 安全・安心な農畜産物の生産・供給のために、家畜防疫体制の更なる強化、近年激甚化している自然災害等に対応した防災営農対策の構築が必要となっています。
- ◎ 今後は、本町で生産された農畜産物等を活用し、他産業との連携による新たな成長産業の展開や農業者等自らが主体となった6次産業化*等を進め、農業所得や就業機会の確保等を通じた地域経済の活性化に取り組む必要があります。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 農業を支える人づくり

- 農業後継者や新規参入者の就農定着から認定農業者への育成・支援を関係機関が一体となり推進します。
- 地域集落による一体型農業を確立するため、集落営農組織等の組織強化とより実効性のある営農体制を構築するために、集落協定間のネットワーク化を図り、将来的に統合を見据えた検討を進めていきます。
- 後継者のための研修会、講習会等の活動を関係機関と連携し支援します。
- 第三者承継も視野に入れた、経営継承の推進を図ります。

2 農業従事者の環境整備

- 農家の家族経営協定の推進など各分野の取組と連携して、就業環境における男女

格差の是正や、女性の働きやすい環境の整備に努めます。

- 地域を支える女性農業者への経営参画や地域活動等を支援します。
- 休日制の設定や給料制の導入など家族経営協定の啓発を進め、併せて詳細な経営分析が可能となる青色申告の推進を図り、農業環境・経営の改善に努めます。

3 農業の基盤づくり

- 畑地かんがい事業の計画的な推進により農業生産性及び耕地利用率の向上を図るとともに、かんがい用水を活用した収益性の高い園芸作物を推奨し、園芸農家の経営発展を推進します。
- 農地整備の完了、または計画予定地等の生産性の高い「守るべき農地」を地域計画内で明確化し、生産性の高い集約型農業の推進を図ります。
- 簡易的な補修、農地整備については、地域営農の核となる集落営農組合等が実施しやすい体制を構築し、遊休農地化の未然防止に努めます。
- 省力化による規模拡大を進展させるために、ICT技術等を活用したスマート農業*への展開を関係機関が一体となり推進します。
- 農道や農業用排水路等は、優良農地の確保や農地整備事業及び畑地かんがい整備事業等との調整を図りながら、農村地域の生産基盤の整備拡充や適切な維持管理に努めます。

4 安全・安心な食料の生産・供給体制の確立

- ひとたび発生すると畜産農家だけでなく地域経済に大きな影響を与える家畜伝染病と近年激甚化している自然災害のみならず、様々な危機事象に対応した「新防災*」の確立に取り組みます。
- トレーサビリティ*システムの確立等、地域一体となった安全・安心な農業の構築を図ります。

5 連携と交流による新たな農業

- 農業の6次産業化や農商工連携を積極的に推進し、本町農畜産物を活用した新たな「高原ブランド」の確立や販路拡大等への取組を支援します。
- 家庭教育や学校教育との連携を図り、地元農畜産物等を利用する地産地消の推進を図ります。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和11年度目標値
農業新規就業者数（後継者含む）	4人（R1）	18人（累計） （R6）	30人（累計）
集落営農組合法人数	4件（R1）	4件（R6）	6件

農地中間管理事業による集積面積	167ha (R1)	332.2ha (累計) (R6)	535.0ha
-----------------	------------	----------------------	---------

基本
施策
2

農業の振興（耕種）

現状と課題

- ◎ 水田営農については、良質米の生産に努めていますが、国の政策の方向を踏まえつつ、地域の特徴を生かした多様な作物の生産振興を図るなど、米の計画的な生産と、米の作付を行わない水田を有効に活用した生産性の高い水田営農経営の確立に取り組んでいます。
- ◎ 畑作営農については、南九州特有の乾燥しやすい火山灰土壌で、干ばつ被害を受けやすく、また区画形状も小さく不整形であるため、農業経営に支障を来たしています。
- ◎ 西諸畑かん事業を積極的に推進し、農業生産性及び農地利用率を向上させ、高収益作物を導入し、農業経営の安定、担い手の育成・確保を行うことが求められています。
- ◎ 農業分野においても、担い手の高齢化や後継者不足が深刻化しています。また、農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっています。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 経営安定対策の推進

- 経営所得安定対策等大綱の具体化に向けた取組を推進します。
- 良質米生産の低コスト化に努めながら、稲作経営の安定化を図ります。一方、米の作付を行わない水田においては、園芸・畜産等と連携しながら実需者ニーズに応じた非主食用米の作付の推進や、地域特性やニーズに応じた高収益作物の導入等に努めます。
- 畑作物では、里芋、甘藷及び契約野菜、花きなどの園芸作物のほか、茶などの特用作物や果樹の振興に努めます。
- 農業用廃プラスチックなど農業廃棄物の適正処理を推進するとともに、化学肥料・農薬等への依存を軽減し環境保全型農業の確立に努めます。
- 先端技術を駆使したスマート農業を活用することにより、農作業における省力・

軽労化を進めるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等に努めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
畑かん事業面積ベースの進捗率	36.8% (R1)	36.6% (R6)	46.1%

基本
施策
3

農業の振興（畜産業）

現状と課題

- ◎ 本町は「宮崎牛」のブランド名で知られる肉用牛の中核的生産地であるとともに、酪農・養豚・ブロイラー・採卵鶏など畜産業が農業産出額の約7割を占める「畜産の町」であります。今後とも畜産振興を図りつつ、畜ふん等を土づくりに生かすなど耕種農家と畜産農家が連携し、自然環境や家畜の飼養環境に配慮した農畜産業の振興が求められています。
- ◎ 国外からの輸入増に加え、国内における産地間競争の激化に伴って農畜産物価格が低迷しており、農家の経営不安が高まってきています。農家が安定した経営を維持できるよう農畜産物のブランド化や価格安定対策、さらには積極的な輸出対策などが求められています。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 安全・安心な畜産物の安定生産

- 飼養頭羽数の拡大や高所得の得られる経営を推進し、さらに畜産振興の充実に努めます。
- 関係機関と連携しながら、高能力牛等作出にバイオテクノロジーを活用した家畜の改良を進めるなど農家の経営安定や高収益確保に努めます。
- WCS*用稲の推進等粗飼料自給率の向上と温暖化による異常気象などにも対応できる飼料作物品種の導入に努めます。

2 家畜防疫と畜産環境対策の強化

- 口蹄疫や鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱（ASF）などの海外から持ち込まれる家畜伝染病へのさらなる防疫の徹底や牛伝染性リンパ腫（BL）や牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）などひとたび農場に持ち込まれるとその清浄化に多大な労力を要する特定疾病の撲滅に地域を挙げて取り組みます。
- 畜ふんの堆肥化とその有効活用など耕種と連携した営農活動を推進しつつ、環境及び家畜の飼養環境に配慮した畜舎や糞尿処理施設等の整備など、畜産環境の保全

及び循環型農業の確立並びにアニマルウェルフェア*（家畜福祉）に努めます。

- 牛の放出するメタンを減少させるため、新たな細菌を使った生菌剤やメタンの発生を抑制する飼料の積極的な利用に努めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
一戸当たりの肉用牛（繁殖雌牛）飼養頭数	15.9 頭（R1）	18.8 頭（R6）	23 頭
牛伝染性リンパ腫（BL）の肉用牛繁殖雌牛の検査率	29.3%（R2）	93.3%（R6）	100%

基本
施策
4

林業・水産業の振興

現状と課題

- ◎ 国産木材価格は長らく低迷しており、コロナ禍によるウッドショックの影響で一時的に高騰したものの、再び価格は安定してきています。木材価格の低迷が続くと、森林所有者の経営意欲が低下し、除間伐等の適切な森林整備が行われなくなり、森林の有する公益的機能が失われ、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼすことが危惧されます。
- ◎ 伐期を迎えた森林の伐採が進んでいますが、林業従事者の減少や後継者不足、森林所有者の意欲低下により伐採後の再造林等が適正に行われていない状況にあります。
- ◎ 宮崎フリーウェイ工業団地への大型製材工場や原木流通施設の進出に伴う流通の変化に対応していく必要があります。
- ◎ 特用林産物のしいたけやしきみの生産基盤の充実を図っていますが、後継者や担い手の育成を図る必要があります。
- ◎ 野生鳥獣による農林水産物の被害が増加しており、予防と捕獲の両面で対策をする必要があります。
- ◎ 豊かな水資源を活用した内水面養殖は、施設の老朽化や後継者不足が心配されています。また、時代のニーズに対応した商品の開発や販路開拓が求められます。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 多面的機能を発揮する森林づくり

- 木材生産機能をはじめ、水源涵養機能や土砂災害防止など森林の持つ多面的機能を維持できるよう適正な整備、保全を推進します。
- 木材生産に適さない植栽未済地の解消のため、広葉樹等の植栽を推進します。
- 森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度により、手入れの行き届かない森林の適正な管理・整備を推進します。

2 持続可能な森林経営の推進

- 林業経営の低コスト化を図るとともに、作業の省力化・効率化を図りながら、木材の安定的な供給と再生産ができる持続可能な森林経営を推進します。
- 林業に必要な労働力を確保するため、担い手等の人材育成を図ります。
- しいたけやしきみの生産基盤の整備を図りながら、経営の安定化を推進します。また、後継者や担い手の育成の強化を図ります。
- 林業研究グループを中心とした町内産商品のブランド化を推進します。

3 「森の国・木の街」づくり宣言への参画

- 建築物の木造化などを積極的に推進し、木材利用を通じて地域の持続可能な発展に貢献します。
- 木材利用の促進に当たっては、SHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）などを積極的に活用し、地域の関係者と連携して、木材利用の効果を“見える化”していきます。

4 鳥獣被害防止対策の推進

- 野生鳥獣による農林水産物被害を軽減するため、防護柵等の設置を支援します。
- 有害鳥獣の捕獲を図るため、狩猟免許の取得を支援します。

5 安定した水産業づくり

- 安定した養殖業を営めるよう、経営の近代化や養殖技術の向上に努めながら後継者の育成を図ります。
- 6次産業化や農商工等との連携による収益性の向上と販路拡大に努めます。

6 水産資源の保全

- 水産資源の保全や魚種の保護のため、漁業組合など関係団体等と連携を図ります。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和11年度目標値
町内森林の再造林率	33.1% (H29)	30.1% (R6)	50%

基本
施策
5

働く場・働く人の確保と商工業の振興

現状と課題

- ◎ グローバル化の進展に伴う国際競争やSDGs・カーボンニュートラル*など世界的な開発目標の実現が求められる中、自然災害や経済環境の変動やインフラの老朽化等、町内企業を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されます。
- ◎ 企業の活性化や経営安定支援をはじめ、新事業や新分野進出等の支援に加え、人口減少に伴う労働力の確保や後継者のいない商工業者の事業承継支援等が急務となっています。
- ◎ 今後は、働く人材や働く場の確保に努めるとともに、企業への障がい者あるいは外国人労働者の受け入れ支援の強化を図り、併せて地域の特性である農林水産資源を生かした企業の誘致を進めていく必要があります。

■工場・従業員数・出荷額等の推移

(単位：事業所、人、万円)

区 分	工場数	従業員数	製造品出荷額等	付加価値額
平成 30 年	22	415	591,283	258,100
令和元年	22	413	673,305	324,983
令和2年	20	437	582,768	199,612
令和3年	21	436	640,975	274,870
令和4年	22	480	904,697	373,357

(資料：工業統計調査、経済センサス-活動調査(製造業)、経済構造実態調査)

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 働く場・働く人の確保

- 人口減少に伴う労働力の確保は、非常に厳しい状況にあり、併せて高校生の県内就職状況も回帰の兆しはありますが、未だ県外就職が主流となっています。また、

想定外の自然災害等の発生に伴う変異により、労働環境は大きく変化しています。

このような中、従来の雇用形態に捉われない、多様な働き方への対応や人材の確保・定着まで見据えての取組が求められています。

企業との連絡調整を密に行い、優秀な人材を地元での就職につなげるため、ハローワークや近隣市町との連携等に積極的に携わることや、企業への障がい者雇用の啓発や外国人労働者の受け入れ体制の強化を図るなど、町民を誰一人取り残さない体制の構築に努めます。

2 企業の育成・支援

- 新規創業や新分野進出を支援するため、商工会や関係機関・団体等と連携しながら、事業所の経営資源等を生かし、新商品・新技術開発や生産・販売方式の導入など、経営革新や農商工連携の取組を促進します。また、ふるさと納税等への返礼品開発やネット販売によって、納税者やお客様が、それぞれの事業所の「顧客」へとつながる取組や販路拡大の支援の充実を図ります。
- 各種関係団体との連携を促進し、事業承継の取組を包括的に展開しながら、農業分野の第3者承継にもつなげていきます。

3 企業誘致の推進

- 県西地域の産業の活性化と雇用促進を図るため、県や近隣市町、関係機関及び既存企業等と連携しながら、宮崎フリーウェイ工業団地への企業誘致を積極的に推進します。また、企業立地につながる租税優遇措置など各種支援の充実にも努めるとともに、立地企業に対するフォローアップを通して、企業の定着化及び事業拡大を図ります。

4 特産品の開発、地域ブランドの創出

- 農業、商業などの各産業間との結び付けや産業と福祉の連携を促進し、本町の地域資源を生かした商品付加価値の創出・特産品開発に努めながら、「高原ならではのブランド」の確立を進め、持続・自走できる産業の更なる振興を図ります。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和11年度目標値
新規事業所数（誘致企業含む）	4件（R1）	11件（R6）	30件（累計）
新規事業所雇用者数（誘致企業含む）	73人（R1）	82人（R6）	100人（累計）
製造品出荷額	45億4,400万円 （H28）	90億4,697万円 （R4）	95億円

基本
施策
6

産業を通じた新たな商流づくり

現状と課題

- ◎ 人口減少に伴う需要の減少をはじめ、消費者ニーズや経済取引の多様化等により、事業者が減少していくことが予想されます。
- ◎ 商業・サービス業を取り巻く環境は、後継者不足による廃業や近隣への大型量販店の進出に伴い、商業機能の低下が表面化し、空き店舗等が目立っている状況にあり、商店街等におけるコミュニティ機能の低下が懸念されます。
- ◎ 今後は、定住・移住と連動し、新規創業支援あるいは空き店舗活用、町内事業所の後継者不足解消のための事業承継支援等、まちの元気を取り戻す対策が必要となります。

■事業所数、従業員数、年間商品販売額の推移

(単位：事業所、人、百万円)

区 分	事業所数	従業員数	年間商品販売額
平成24年	98	441	6,590
平成26年	84	383	6,281
平成28年	86	356	6,275
令和3年	76	295	4,439

資料：経済センサス-活動調査、商業統計調査

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 商業・サービス業の維持・活性化

- 事業者の活性化を図るため、商工会や関係機関、団体等と連携しながら経営革新や農商工連携等の取組を促進します。また、新規創業者や事業承継者支援の充実を図り、町内事業者を中心に商流を創出させ「まち」の元気を取り戻すための各種事

業の展開を行います。

- 生活の多様化、社会的課題に対応した質の高いサービスの提供など、本町での暮らしを豊かにするサービスの創出や人材育成の支援に努めます。

2 各産業と連携した商流づくり

- 町民に親しまれる「まち」となるよう、身近な商店街の利用を働きかけるなど、事業者と消費者との交流活動の拠点づくり推進に努めます。また、商工会や関係機関、団体等と連携しながら、産業振興、特に若者や家族が集うイベント等の内容充実に努めます。

3 産学官及び金融機関連携による新たな取組

- 従来の産業分野の枠にこだわらない新しい視点から、SDGsやカーボンニュートラルの目標達成を視野に入れ、各産業分野と大学をはじめとする研究機関等が取り組む産学官及び金融機関を含めた連携強化を進め、本町の産業振興につなげる対策を講じます。

4 商工業の活性化と経営安定の支援

- 商工業振興の推進役となる商工会の活動支援を通して、商工業の新規事業や新分野進出等を支援するとともに、商工業の活性化と経営安定を支援するため、関係機関との連携強化等を図り、融資・バックアップの充実に努めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和11年度目標値
〔再掲〕新規事業所数 (誘致企業含む)	4件 (R1)	11件 (R6)	30件 (累計)
〔再掲〕新規事業所雇用 者数 (誘致企業含む)	73人 (R1)	9人 (R6)	100人 (累計)

基本
施策
7

観光・物産の振興と関係人口の創出

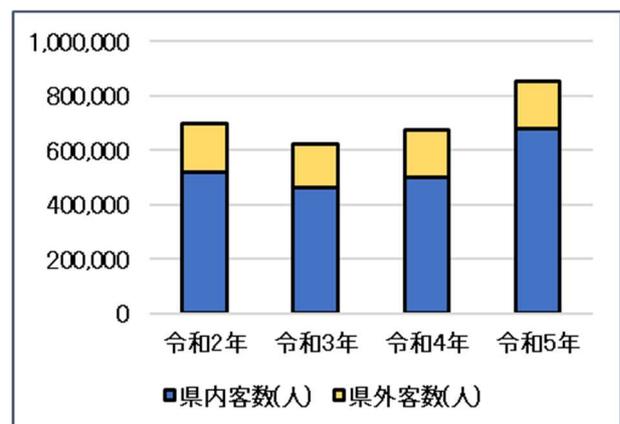
現状と課題

- ◎ 変動する社会情勢やそれに伴うワーケーション*等の導入等、多様化する観光ニーズへの的確な対応が必要となります。
- ◎ 本町の最大の魅力である「御池」「皇子原」「高千穂峰」を観光拠点として位置づけし、再整備や情報インフラ等の環境を整え、日帰りという通過型の観光から滞在型の観光客誘客へのシフトが求められています。
- ◎ 自然豊かな国立公園、神々の伝説が残る史跡・神社等をはじめ、農林水産資源などの地域資源を活用した交流人口等の拡大を目指す取組が求められます。
- ◎ 今後は、こうした地域資源を活用した観光ブランドの確立が急務となりますが、これまでの取り組みの中で成果が得られていないこともあります。
- ◎ 行政における物産・観光振興については限界にきており、その瞬間、その対応、その判断等にスピード感が求められる中、物産・観光等を含め、新しいまちづくりが求められています。そのため、民間との連携や優れた人材を確保し、その能力を発揮させることが、高原町の明るい未来につながると考えられます。

■観光客数の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
県内客数(人)	516,942	460,325	498,182	679,719
県外客数(人)	180,640	161,757	175,091	171,785
合計(人)	697,582	622,082	674,083	851,504

資料：宮崎県観光動向調査



施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 官民連携による物産・観光振興

- 事業者の活性化を図るため、商工会や関係機関、団体等と連携しながら経営革新や農商工連携等の取組を促進します。また、新規創業者や事業承継者支援の充実を図りながら、物産・観光に特化した人材として地域おこし協力隊員等新しい風を取り入れるなど、官民連携による活力ある産業の創出と関係人口の増加を図ります。
- 地域資源を生かし、町民と外部人材が日常的に交わる拠点機能を整え、官民連携による観光・物産振興と雇用・商流創出等を推進し、滞在型の交流と関係人口の拡大を図ります。

2 地域資源を生かした観光地づくりの推進

- 豊かな自然、歴史ある文化等を保護するとともに、国立公園や神武天皇御生誕の地に由来する史跡など、その資源を最大限に活用した魅力ある観光地づくりに努め、観光のブランド化を図ります。
- 観光客をあたたかく迎え入れる気運の醸成に努め、関係人口・交流人口の増加を図ります。
- SDGs やカーボンニュートラルの目標達成を視野に、民間活力を導入し、皇子原公園や御池キャンプ村の整備については、自然との調和を図り、かつ訪れる観光客に満足してもらえる施設・設備の充実に努めます。

3 観光・物産商品の創出

- 観光・物産関係機関及び団体と連携し、観光資源の磨き上げを行いながら、産業の枠を超えて活用できるように、異業種、異業態の交流・連携活動を通して、観光・物産商品の創出を図り、産業全体の振興に努めます。

4 広域連携による観光推進

- 霧島ジオパーク、北きりしま広域観光の推進等、近隣市町と連携し、広域観光ルートづくりや各種メディアへの観光情報の提供など広域的なPR活動の推進を図ります。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和11年度目標値
観光宿泊者数	16,762人(R1)	12,744人(R6)	17,000人
観光入込客数	77万人(R1)	82万人(R6)	85万人

基本
施策
1

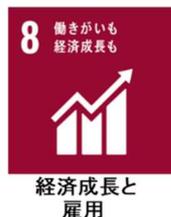
協働によるまちづくり

現状と課題

- ◎ 本町においては、自治組織（区・班）が地域の基礎組織として、行政情報の伝達、地域防災活動、地域行事などを行い、地域活性化を図っています。
- ◎ 人口構造や価値観の変化等に伴い、住民ニーズや地域課題はますます複雑化、多様化していく中で地域社会の連帯感や相互扶助機能の低下をはじめ、担い手の減少により地域活性化の低下が懸念されます。
- ◎ このため、自治組織、NPO*や企業、ボランティア等がそれぞれの特長を生かし、社会の構成員として主体的に社会貢献活動に参画していくことが求められます。
- ◎ まちづくりの主役は町民です。多様化する町民ニーズや複雑化する地域課題に行政だけでは対応できない課題も多く、町民と行政が連携したまちづくりを推進することが求められています。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 地域づくりの支援

- 地域の基礎組織である自治組織の活動支援を図り、組織の強化に努めます。
- 自治組織の活動を広く啓発し、組織への加入を促進します。
- 地域の祭りやイベントの運営支援、地域活動の人材育成やリーダー養成、地域間の活動情報の共有やネットワークの形成、懇親会や座談会の実施などにより、地域づくり活動を支援します。

2 情報共有化の推進

- 町民と行政で情報を共有していくことが大切であり、回覧文書や広報たかはる、議会だより、町ホームページなどによる広報活動、行政懇談会や各種委員会、審議会、パブリックコメント*などの広聴活動の更なる充実に努めます。

3 町民、自治組織、NPO、企業等の社会貢献活動への参加意識の醸成

- 町民に対して、協働やボランティア活動への理解を深め、参加する意識を高める

ための取組を進め、また、自治組織、NPOや企業等と行政による協働を推進するなど、町民等の社会貢献活動に関する意識の醸成に努めます。

4 多様な主体による協働の定着

- 協働についてのルールの整備や、モデル的取組への支援、各主体間のコーディネート等により、自治組織、NPO、企業、社会福祉法人等の多様な主体による協働の定着化を目指します。

5 NPO・地域運営組織等の活動環境整備

- 地域や社会のニーズに応え、協働による公的なサービス供給の担い手となるNPO等に対して、組織力強化や協働相手とのネットワークづくり等の活動基盤に対する支援を図ることにより、NPO等が自立的、持続的に活動していくための環境整備を進めます。
- 住民主体の地域運営組織の設立に向けた支援を行い、活動の充実や継続を支援します。これを通じて、地域課題の解決や活性化を図るとともに、住民の力を生かしたまちづくりを展開します。

6 ボランティア活動の促進

- 町民一人ひとりが助け合いの心を持ち、子どもの頃から身近な社会貢献への意識を高める環境づくりに努めるとともに、ボランティア活動に関する啓発や、活動支援、人材育成やボランティアセンターの充実などに取り組み、多様なボランティア活動の促進を図ります。

7 官民連携での取組の推進

- 関係人口、交流人口として、先進的な経験を基にした人材を発掘、任用し、地域課題の分析、対策、向上を図っていくため、民間人材、外部人材の活用を積極的に実施し、官民で連携した取組を進めていきます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和11年度目標値
外部人材任用数	0人(R1)	3人(R6)	10人
NPO登録団体数	6団体(R1)	4団体(R6)	4団体

人権意識の高揚

現状と課題

- ◎ 国際化や情報化の進展、価値観の多様化等に伴い、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、ともに健やかに安心して暮らせる社会づくりが求められています。
- ◎ 人権問題については、性別や年齢、障がいや性的指向等に関する内容まで複雑化・多様化しています。また、ネット社会の進展により、SNS*等を使った新たな誹謗中傷・人権侵害が社会問題化しています。
- ◎ 人権問題の解決に向けては、町民一人ひとりが、正しい知識と理解を得られるよう、より一層の啓発活動や研修などの取組が必要となります。
- ◎ 本町においては、国・県・人権擁護委員と連携した人権相談をはじめ、広報紙やイベント等での啓発活動などの取組を行っていますが、今後とも、人権意識の向上に向け、関係機関と連携しながら、人権教育・啓発活動に取り組んでいく必要があります。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 あらゆる場における生涯を通じた人権教育・啓発の推進

- 年齢や性別、障がい、性的指向、国籍等に関わらず、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、その個性と能力を発揮できる住みよい社会づくりに努めます。
- 人権問題に関する町民の意識高揚を図るため、正しい知識や情報の普及・啓発に努めます。
- 学校・家庭・地域の連携により、人権意識の高揚を図り、人権教育を積極的に推進し、様々な差別やあらゆる人権侵害をなくしていく強い意志と実践力を持った指導者育成に努めます。
- インターネット上での偏見や誹謗中傷に惑わされないために、正しい情報の発信に努め、差別や偏見を生まない社会づくりに取り組みます。
- 多様性を認め合う平等で公正な社会づくりのため、多文化共生事業やパートナーシップ制度*の導入に取り組みます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
人権に関する啓発学習 やイベントの年間実施 回数	7回 (R1)	9回 (R6)	9回以上

男女共同参画社会の推進

現状と課題

- ◎ 本町では平成25年4月に「高原町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会づくりに取り組んでいますが、依然として町内には性別による固定的役割分担意識が根強く残っています。
- ◎ 人口減少・少子高齢化の進展により社会を支える世代の人口割合が減少していく中で、社会経済を維持していくためには、積極的な女性の社会参画が不可欠です。男女双方の労働者が個人としての能力を発揮できるような就業環境の整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点を踏まえた家庭や地域生活の両立支援など、男女の多様な生き方・働き方を可能にする環境整備が求められています。
- ◎ 様々な問題に起因する不安やストレスによるDV*が深刻化しています。配偶者やパートナー等に対する暴力は、相手の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題であることから、あらゆる暴力の根絶に向けての一層の取組が必要です。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 男女共同参画社会づくりに向けた基盤整備

- 令和6年3月に策定した「第2次高原町男女共同参画基本計画」に基づき、社会全体での男女共同参画社会づくりに対する意識の醸成に取り組みます。

2 男女共同参画社会づくりのための意識啓発の推進

- 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。

3 女性の活躍による地域社会の活性化

- 社会経済を維持し、豊かで活力ある社会を築いていくため、地域社会の様々な分野への女性の積極的な参画を支援します。

4 男女の多様な生き方を可能にする環境の整備

- 男女の平等な就業環境の整備や仕事と家庭・地域生活の両立を支援するなど、一人ひとりの生き方を尊重し、支え合う社会づくりを推進します。

5 あらゆる暴力の根絶に向けた社会意識の醸成

- あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するとともに、被害者の支援体制の充実を図り、暴力の防止と根絶に向けた取組を推進します。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
町の審議会等への女性登用率	20.2% (R1)	21.4% (R6)	35%

青少年の健全育成

現状と課題

- ◎ 本町では、「みやぎの県民総ぐるみによる教育の推進」により進められてきた地域と学校の連携体制を基盤として「登下校の見守り」「授業支援」「学校環境整備」等を地域住民等と協力して実施してきました。
- ◎ 社会構造・経済情勢の急速な変化に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもや保護者が地域活動に参加する機会が減少し、地域とのつながりが希薄化しつつあります。
- ◎ 青少年が地域社会において、多くの人とふれあいながら様々な経験ができるよう、学校外活動を通して社会参加を促進する必要があります。
- ◎ 地域の絆を再構築するためにも、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成を図り、家庭や学校、地域が連携し、地域課題解決につながる学習活動等を充実させ、地域教育力の向上に取り組む必要があります。
- ◎ 地域住民や各種社会教育団体との連携を強化し、青少年が安心して生活できる環境づくりも重要です。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



保健

教育

平和

1 地域学校協働活動の推進

- 地域と学校が相互にパートナーとして「連携・協働」した活動を通し、子ども達と共に、地域の大人たちも学びあい、繋がりを深めていく学校と地域が「双方向の関係」を目指します。

2 リーダー育成

- 青少年育成町民会議など青少年団体の充実を図るとともに、リーダーの育成に努めます。

3 地域と共に取り組む環境づくり

- 地域と連携して児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、青少年の非行防止・有害環境浄化活動など、子どもや青少年が犯罪被害や非行に関わることなく健全に育つ環境づくりに取り組みます。
- 家庭や学校、地域が連携し、青少年が安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- 青少年の社会参加を推進するために、子どもの体験型事業や学校外活動の充実に努めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
家庭教育学級実施事業参加者数	99 人 (R1)	127 人 (R6)	130 人
高原町青少年健全育成町民大会参加者数	234 人 (R1)	397 人 (R6)	300 人

移住・定住の推進

現状と課題

- ◎ 本町では、昭和 30 年をピークに人口減少が続いており、年齢層では、特に若年層が少なくなっています。その大きな要因としては、町内に大学や専門学校等が無いことや就職先が少ないことが挙げられます。そのため、若年層を中心とした U I J ターン施策の充実を図る必要があります。
- ◎ 近年、都市部から農村地域に移住する「地方回帰」の機運も高まっており、その流れは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、さらに大きくなっています。こうした動きを見据えながら、高原町ならではの魅力や生活スタイルを町外へ発信していく必要があります。
- ◎ 本町では平成 25 年度より、移住定住を推進するために、住宅取得や移住者に対する各種支援金事業や定住促進住宅の建設事業等を実施しています。特に、住宅支援や空き家バンクについては、本町に定着するうえで重要度が高く、引き続き、住宅確保の対策を強化していく必要があります。
- ◎ 少子化に伴い、若者同士の交流の場や結婚を希望する人の出会いの機会が減少しています。また、経済的な理由により、結婚や出産に対する不安を感じている人たちもいるため、出会いの場の提供や若い世代への経済的支援を進めていく必要があります。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 移住定住施策の充実

- 移住サイト等により本町の魅力を積極的に発信するとともに、移住相談会やお試し滞在事業を活用して、直接、話を聞いたり、体験したりすることで、本町に対する興味や関心を引き出し、U I J ターン者への移住促進へつないでいきます。
- 移住体験、お試し居住、空き家の活用・利活用支援制度の整備、仕事・暮らしの支援を進め、移住定住の促進を図ります。
- 国や県が支援する移住支援金制度の活用により、移住者の経済的な負担軽減を図

ります。

- 地域おこし協力隊員を積極的に受入れ、移住定住を促進するとともに、本町の地域力の維持・強化を図ります。また、後継者対策として、地域おこし協力隊の活用も視野に入れながら、後継者育成、雇用の確保を図ります。

2 住宅施策の推進

- 空き家情報バンク等制度を活用して、空き家・空き地の登録物件数の増加を図るとともに、空き家等の活用による定住希望者への支援を行います。

3 地域間連携・関係人口の創出

- にしもろ定住自立圏*をはじめ、西諸地域における移住定住の取組を強化し、広域的な視点から本町の魅力を発信していきます。
- 町内の遊休財産や農家民泊等を活用したお試し滞在やワーケーション事業の推進により、交流人口の拡大や関係人口の創出を図ります。

4 出会いの場の創出

- 出会いや結婚に関する取組として、近隣市と連携した婚活に関するイベント等を実施するとともに、独身男女の出会いの場を創る市民団体等が開催するイベント等の周知を行い、出会いの場の提供を推進します。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
地域おこし協力隊任用数	4 人 (R1)	11 人 (R6)	15 人 (累計)
空き家バンク登録件数 (累計)	52 件 (R1)	121 件 (R6)	125 件
空き家リフォーム補助件数 (累計)	29 件 (R1)	48 件 (R6)	51 件

基本
施策
1

防災対策の充実

現状と課題

- ◎ 平成 23 年 1 月に本格的マグマ噴火を起こした新燃岳のほか御鉢、大幡池についても火山噴火災害が想定されています。さらに、地震災害についても日向灘地震などの想定に加え、南海トラフ巨大地震についても発生が危惧されています。
- ◎ 日本全国で、想定を超える自然災害が毎年のように起こっています。平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、令和 6 年の能登半島地震などの震災をはじめ、平成 26 年 8 月豪雨、平成 27 年関東・東北豪雨、平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、平成 30 年 7 月の西日本豪雨、熊本県を中心とした令和 2 年 7 月豪雨など全国的に甚大な被害が出ています。
- ◎ 本町は、シラス土壌地帯であるとともに、台風や集中豪雨などを受けやすい地理的・自然的環境にあり、土砂崩れや土石流による被害が想定される地域となっています。このため、各分野の関係機関が共通認識のもと連携した防災対策や減災対策を行っていくことがますます重要となります。
- ◎ 今後は、偶発的・突発的に発生するおそれがある火山・地震災害及び大雨による急傾斜地崩壊や土石流災害等を含めた防災体制の整備・強化を行いながら、災害に強いまちづくりを目指す必要があります。
- ◎ 少子高齢化の進展により地域の防災力が低下し、高齢者などの要援護者が増加することが予想されるため、行政や自主防災組織等多様な主体が連携して、防災体制の強化を図ることが求められています。
- ◎ 本町では、消防団員は現在、定数を下回っている状況にあります。今後は、人口減少等の影響により、団員の更なる減少と高齢化が懸念されます。また、常備消防においては救急業務による出動回数の増加、業務の多様化など、西諸広域行政事務組合消防本部体制の強化が求められます。
- ◎ 消防体制の充実と自主防災組織の育成及び住民の防災意識の高揚を図りながら、各災害に遭遇した際に被害を最小限に食い止めるよう、総合的な消防・防災体制の充実を進める必要があります。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 防災意識の高揚

- 広報や各種会合などの機会を通じて「自らの生命・財産は自ら守る」という防災意識の向上と防災知識の普及を図りながら、災害対応力を高め、自助・共助・公助の連携を深め防災力の強化に努めます。
- 急傾斜地や土石流による被害が想定される地域など災害危険度の高い地域等の災害危険箇所を明らかにするとともに、不測の事態に対応できるよう、情報伝達手段の確立及び応急対策を行い、定期的に防災訓練等を実施するなど、防災対策の強化に努めます。
- 各種ハザードマップ*の作成・南海トラフ巨大地震を含めた震災対策の啓発に努めます。

2 防災体制の整備・強化

- 公共施設等の整備・充実にあたっては、災害時に避難場所として活用できるよう防災機能や行政情報等の受発信機などの整備を図ります。
- 関係機関や住民などに対し、すばやく正確な災害情報が伝達できるよう、防災無線及びその他情報通信機器等の更なる充実と適正な運用体制の確立に努めます。
- 避難行動要支援者の避難計画等について体制の整備を図るとともに、各種の防災対策の確立に努めます。
- 避難者に対する避難所運営の備蓄品整備に努めます。

3 治山治水事業及び砂防事業の推進

- 森林の保水機能を高めるよう、森林資源の保全、保安林の指定、保水機能の高い植樹等の推進を図るとともに、山腹の保全、砂防ダムの設置など治山事業の促進に努めます。
- 集中豪雨や土石流などによる被害を最小限に抑えるよう、砂防事業や河川改修事業など治水事業の促進に努めます。
- 霧島火山砂防については、関係機関との連携を図りながら、施設整備や避難道路の整備推進に努めます。

4 地域防災力の充実

- 地域住民に最も身近な防災組織である消防団の各種活動を支援するとともに、団員の確保、装備の近代化と整備・充実及び団員の技術の向上に努めます。
- 老朽化した消火栓・防火水槽などの修繕や新たに水利が必要とされる地域への新設を行いながら、災害に強い地域づくりを目指します。
- 各自主防災組織における導入資機材を使った訓練、講習会等を行い、組織の強化を図ります。

5 広域連携による消防・救急業務の強化

- 西諸広域行政事務組合消防本部や関係機関等との連携強化を図り、救急業務、複雑多様化する特殊災害に迅速に対応できるよう、人材の育成を図るとともに、施設・資材等の整備・充実などに努めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
防災士登録者数（累計）	23 人（R1）	42 人（R6）	50 人
防災講座	20 回（R1）	8 回（R6）	20 回
自主防災組織のうち地区防災計画策定組織数	－（R1）	3 組織（R7）	8 組織

基本
施策
2

日常生活における安全確保

現状と課題

- ◎ 少子高齢化の進展、地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、犯罪の増加が懸念されています。
- ◎ 本町では、ここ数年犯罪発生件数は減少傾向にありますが、警察、地区防犯協会、事業者、町民、民間団体、行政が一体となって、安全・安心なまちづくりに努めていかなければなりません。
- ◎ 今後も引き続き、家庭、地域、関係機関が一体となって防犯体制の確立を図り、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- ◎ 本町の交通事故発生件数は、令和6年で151件となっています。交通事故死傷者数は、ほぼ横ばいの状況にあります。高齢化の進展に伴い高齢者による交通事故の増加が懸念され、交通安全意識の高揚を図りながら、事故発生の減少に努めていくことが必要です。
- ◎ 今後も、交通安全についての啓発を行いながら、お互いが思いやりの心を持って運転する機運の醸成や交通安全施設の整備、安全で人にやさしい交通環境の実現を目指す必要があります。
- ◎ 情報化や経済取引の多様化等により、消費者の選択肢が広がり利便性が図られる一方で、消費生活に関するトラブルの多様化を招いています。特に高齢者を狙った悪質商法等、高齢者の消費トラブルや被害が増加することが懸念されるため、相談体制の充実やトラブルに巻き込まれないための消費生活に対する意識の高揚を図ることが求められます。

■犯罪発生件数の推移

(単位：件)

	総数	認知件数			
		凶悪犯	粗暴犯	盗犯	その他
令和元年	8	0	0	7	1
令和2年	7	0	2	4	1
令和3年	16	1	1	10	4
令和4年	10	0	2	5	3
令和5年	21	0	1	16	4
令和6年	7	0	1	4	2

(資料：小林警察署)

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進

- 小林警察署や防犯協会等関係機関・団体との連携のもと、町民への情報提供や啓発活動等を行い、防犯意識の高揚を図ります。
- 行政、地域住民などが幅広い世代で、防犯防止のための活動強化を図りながら、自治会との連携により、必要な防犯灯の修繕・整備を行い、犯罪の抑制を図ります。

2 少年非行を生まない社会づくりの推進

- ボランティア団体、関係機関・団体のほか、幅広い世代の地域住民の協力を得ながら、社会全体で少年を見守る機運を醸成するなど少年の非行を生まない社会づくりを推進します。

3 被害者支援活動の推進

- 関係機関・団体が相互に連携し、被害者等の視点に立った途切れることのない支援活動を推進するとともに、社会全体で被害者等を支えることや犯罪を許さない機運を醸成するための広報啓発活動を展開するなど、広く町民の理解と共感を得られる取組を推進します。

4 交通安全意識の高揚

- 交通安全意識の高揚を図るキャンペーンを実施するとともに、飲酒運転撲滅のPRや免許返納・制限運転制度の紹介等、交通安全の広報・啓発活動を通し事故のない町を目指します。

5 交通安全体制の整備

- 交通安全を確保するため、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を行いながら、円滑な交通体制を推進する交通指導員の後継者育成、確保に努めます。

6 消費者保護の推進

- 消費者の利益の擁護・増進と多様化する消費者問題に対応するため、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、県や消費生活団体等との連携を強化しながら、相談体制の充実をはじめ、悪質商法の撲滅に取り組むほか、消費生活に必要な知識・情報の普及・啓発に努めます。

7 消費生活団体の育成

- 消費者の権利を守るため、消費生活団体の育成に努めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
交通事故 人身事故年間 発生件数	32 件 (R1)	13 件 (R6)	13 件
犯罪年間発生件数	8 件 (R1)	7 件 (R6)	6 件

基本
施策
3

循環型社会の形成

現状と課題

- ◎ 地球温暖化に伴う自然災害の増加や激甚化、生態系や農林水産業への影響等が懸念されます。また、大量生産・大量消費型の社会経済活動により、世界的な資源の逼迫や環境汚染が懸念されることから、省エネルギーの推進や二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全を進めるとともに、再生可能エネルギー*の普及拡大等を進め、社会経済活動の低炭素化を促進する必要があります。
- ◎ ごみの減量、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めながら、4R*（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を進め、環境への負荷の少ない循環型社会を形成していく必要があります。
- ◎ 社会経済活動に伴う河川の汚染などが懸念されることから、これらを防止し、良好な生活環境を維持していく必要があります。
- ◎ 環境問題は、全ての人々が役割を分担しながら取り組むことが必要で、町民、事業者、行政が一体となった環境保全意識の高揚が求められます。
- ◎ 本町においては、「町内一斉清掃」など町民の自主的な環境美化活動が定着してきています。しかしながら、人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たない状況にあります。

■ごみ処理量実績

(単位：t)

	可燃物	不燃物	粗大ごみ	リサイクル	廃プラ	古紙	総計
R6 年度	982	33	55	83	68	83	1,304
R5 年度	1,005	34	56	89	69	98	1,351
R4 年度	1,029	37	58	92	72	115	1,403

(資料：町民課)

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 循環型社会の形成

- 町民、事業所及び行政が一体となって、ごみの減量、廃棄物の適正処理に努めながら、環境への負荷を軽減し、天然資源の消費抑制を図るとともに、4 Rの取組やグリーン購入等を通して環境にやさしい製品の利用促進を図ります。
- 資源ごみの適正な処理が図られるよう、霧島美化センターを拠点施設として、効率的なリサイクル処理に努めます。

2 河川浄化の推進

- 合併処理浄化槽の普及促進や農業集落排水施設への加入推進をはじめ、浄化槽施設や農業集落排水施設など各処理施設の適正管理に努めるとともに、し尿処理施設であるKNTクリーンセンターや関係機関等と連携を密にし、効率的なし尿収集及び処理に努めます。
- 水環境の保全について、河川浄化等の住民活動を推進しながら、河川浄化に対する意識の高揚を図ります。

3 生物多様性の保全

- 希少野生動植物の保護等を通じて生物多様性を確保するとともに、多面的な機能を発揮する森林づくり、自然豊かな水辺の保全、自然とふれあう場の確保に努めます。

4 環境保全に向けた体制の整備

- 環境の保全に向けた町民意識の高揚を図りながら、不法投棄の根絶をはじめ、循環型社会の形成や河川浄化の機運を高めるために、町民、事業者、行政等が連携・協働して行う環境保全活動の体制の整備を推進します。

5 資源・エネルギー対策の推進

- 温室効果ガスの排出量を削減するために、町民への学習の場を用意し、環境問題への理解を深めることで、資源やエネルギーに対する意識の向上を図ります。
- 公共施設の整備・改修に合わせて、省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの利用促進に努めます。

6 廃棄物の適正処理

- 廃棄物の適正処理の推進とともに、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進するために、ごみ減量目標を定め、更なるごみ減量に向けて施策を継続展開します。
- 広域的な環境負荷の低減やリサイクルの効率化を図るため、西諸一体となり4 Rを推進するとともに、圏域を越えたごみ処理について今後も、西諸関係自治体と連携しながらごみ集約処理に取り組めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
公共施設等温室効果ガス総排出量の削減	815,694 kg-CO2 (H30)	682,515 kg-CO2 (R6)	587,300 kg-CO2 ※高原町地球温暖化 対策実行計画による R12 目標値
生活排水処理率	57.9% (R1)	67.9% (R6)	84.1%
生活系ごみ排出量	1,353 t (R1)	1,304 t (R6)	1,237 t ※高原町一般廃棄物 処理基本計画による R12 目標値

基本
施策
4

快適な住空間づくり

現状と課題

- ◎ 少子高齢化やグローバル化、ノーマライゼーションの進展等に伴い、ユニバーサルデザイン*の考えをもとにした誰もが使いやすい空間づくりが求められています。
- ◎ 地域に誇りを持ち、活性化を図ることはもちろんのこと、生活の営みにより作られてきた「景観や環境」を守りながら、良好な空間と健全な市街地を造る必要があります。
- ◎ 本町の水道は昭和 25 年の建設以来、70 年以上が経過しており老朽化や耐震化のため、配水管等の布設替えを進めています。
- ◎ 町道橋は、令和 6 年度末現在 83 橋あり、このうち建設後 50 年を越える橋梁が数橋あります。
- ◎ 町営住宅は令和 6 年度末現在 8 か所、44 棟、204 戸設置しています。老朽化が進んだ住宅も多数あり、市街地の一部では、宅地の確保が困難である地域もあります。
- ◎ 道路網については、町道を含め国道、県道などと一体となって整備を進めていますが、一部未整備の路線や損傷の激しい路線については、今後とも計画的・効率的な整備を進めていく必要があります。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 快適な住空間づくり

- 市街地と農村部の人々がともに住み良さを実感できるよう、豊かな自然環境に適合し、地域に残る歴史と文化にふさわしい情緒ある快適な生活環境の構築とまちづくりに努めます。
- 心豊かな生活が送れるよう、地域住民と協力して、道路等の緑化や植栽を進め、ゆとりを形成する公共空間の確保に努めます。
- 秩序ある建築を誘導するため、将来のまちづくりに即した建物用途や建築物の高さ、色彩などの規制、誘導を行い、良質宅地等の造成・開発指導に努めます。

- 少子高齢化が進む中で、子育て世帯や高齢者等居住者の意向を十分反映して、バリアフリー化など住環境の改善等に努めます。

2 社会資本の適正な維持管理や長寿命化による施設の機能維持

- 道路や河川、公園、町有建物などの社会資本に対して、施設の特性に応じた適切な維持管理や長寿命化を図ります。
- 水道は、需要動向に応じた施設整備を進めるとともに、老朽管の布設替え等は道路整備事業などと合わせた効率的な事業実施を図ります。
- 橋梁施設は、点検調査を行いながら、計画的な整備に努めます。
- 居住環境の充実を図るため、道路や公営住宅などの諸施設整備を進めます。
- 急傾斜地区に位置する住宅や、高齢者及び障がい者等に配慮された優良宅地等への移転、改築等を踏まえ、事業の導入を促進します。

3 住民の快適な暮らしを確保する道づくりの推進

- 国や県に対して幹線道路の早期完成、未改良部分の早期整備を積極的に要請し、道路網整備の早期実現に努めます。
- 町道は、町民の理解と協力を得ながら、計画的に整備・充実を図りつつ適正な維持管理に努めます。また、通学路の更なる安全確保を図るため、歩道設置や道路の拡幅整備に努めます。
- 農林道等の産業道路は、産業振興の役割に加えて、生活・観光道路としての機能も担っているため、農地整備事業との調整を図りながら計画的・効率的な整備に努めます。
- 道路工事にあたっては、計画的・効率的な事業の推進に努めます。また、高齢者や障がい者等にやさしいバリアフリー化や景観保全、防音・防災及び交通安全対策を考慮した事業実施に努めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
景観形成活動支援団体数	1 団体 (R1)	2 団体 (R6)	2 団体
町道改良率	61.31% (R1)	62.20% (R6)	64%

交通ネットワークの充実

現状と課題

- ◎ 人口減少に伴い公共交通機関利用者が減少し、その維持が困難になる一方で、高齢化による運転免許返納者の増加など、移動手段を持たない住民が増えていくことが懸念されます。
- ◎ 本町では、住民の移動手段として、公共交通機関のJR吉都線や広域的コミュニティバス、町内全域デマンド型乗合タクシーが運行されていますが、人口減少や少子高齢化に伴う利用者の減少で、慢性的な赤字を抱える路線も増えてきています。
- ◎ 今後ますます厳しい財政状況が予想される中で、新たな社会資本整備が困難になることも考えられるため、事業の重点化やコスト縮減を図りながら、持続可能な公共交通網の確保に努める必要があります。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 地域公共交通の維持・確保

- 県や交通事業者、民間団体等と連携を図りながら、幅広く公共交通のあり方を検討し、児童生徒や高齢者、障がい者など、公共交通機関を必要とする町民が日常生活の中で支障をきたさないよう、公共交通機関が将来にわたって安定的に運行されるよう努めます。

2 公共交通機関の利用促進

- 省エネ・地球温暖化対策や健康増進対策など、「環境問題」や「健康づくり」といった新たな視点も意識した利用啓発活動に努めます。
- 公共交通機関の利用者減少に歯止めをかけるため、利用環境の改善や運行ルート・時刻の改良など、利用者ニーズにあった運行形態及び効率的な運行体制の確立に努めます。
- JRやバスなど広域的な路線については、沿線市町との連携を強化しながら、利用促進や啓発活動に取り組みます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
乗合タクシー利用者数	1,086 人 (R1)	883 人 (R6)	2,000 人以上
路線バス（小林－並木線）乗車密度	1.0 (R1)	0.5 (R7※)	1.0 以上

※バス事業年度として、令和6年10月から令和7年9月までの期間を指します。

情報通信基盤の整備と情報化の推進

現状と課題

- ◎ 近年、情報通信技術は飛躍的に向上しており、パソコンやスマートフォンなどの情報機器の普及により、インターネットの利用率が上昇しています。一方で、情報通信格差が高齢者及び低所得者を中心に存在している状況もあります。
- ◎ 公共施設への公衆無線LAN等の整備やICTを利活用した住民の利便性向上のための取組が必要となります。
- ◎ マイナンバー制度の浸透や電子決済の普及など、国が進める住民サービス向上の施策に応じ、AI*やRPA*などの先端技術活用を町行政の分野で検討することが必要です。
- ◎ 庁内ネットワークから情報などの漏えいがないよう情報セキュリティ対策を強化する必要があります。
- ◎ 本町においては、高速・大容量の情報通信基盤整備が完了しており、その利活用が求められています。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 情報通信格差の是正

- 町民が等しく情報通信サービスを楽しむことができるよう、民間企業などと連携して学習機会の創出や活動を支援し、高齢者及び低所得者の情報通信格差の解消を図ります。

2 ICTを利活用した住民サービスの向上

- 国が進めているDX*（デジタルトランスフォーメーション）の取組を進めるため、AIやRPAなどの先進技術の活用やデータに基づく課題解決や事業の実施に向けたオープンデータ*やビッグデータ*の活用など、新たなICTの活用方法を検討し、業務の効率化や住民サービスの向上に努めます。
- 防災の観点から避難所及び被災場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的拠点（自然公園等）に公衆無線LAN等を整備し、情報伝達手段の確保に努め

ます。

- マイナンバーカードの普及に伴い、マイナンバーカードを活用した電子申請等の行政手続きの簡素化や、利便性の高い住民サービスの提供について検討します。
- インターネットやペイアプリなど、多様な支払方法が選択可能となるよう更なる電子決済の構築に努めます。

3 情報セキュリティ対策の強化

- 高原町情報セキュリティポリシーの規定に基づき、全庁的な情報セキュリティ対策の強化に努め、個人情報をはじめとした機密情報の適正な管理を実施します。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
ホームページアクセス年間数	511,106 件 (R1)	386,467 件 (R6)	550,000 件以上
LINE 公式アカウント登録者数 (累計)	－ (R1)	1,211 件 (R6)	2,000 件
オンライン申請可能な行政手続き件数 (累計)	－ (R1)	32 件 (R6)	43 件

基本
施策
1

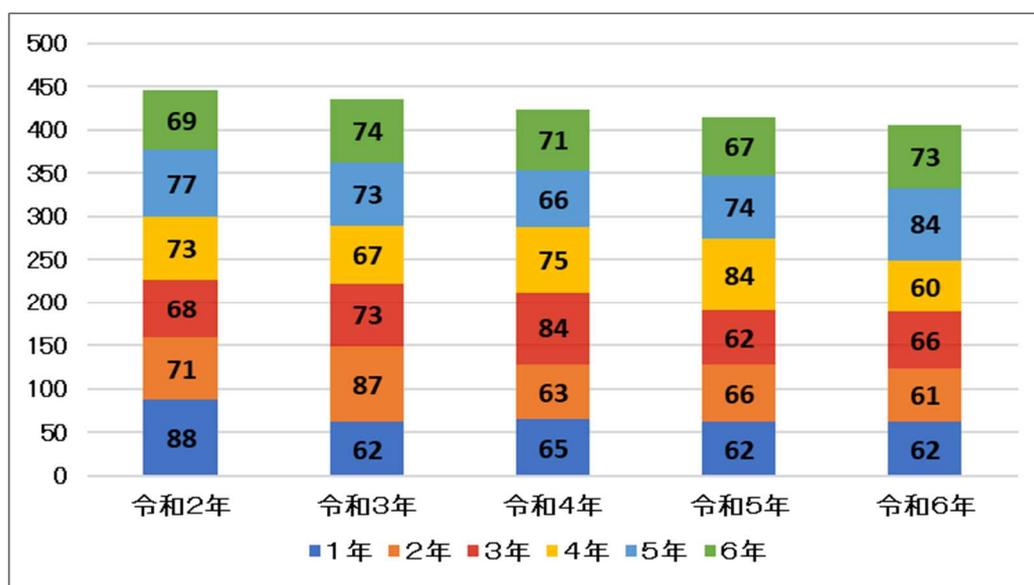
次世代を担う子どもたちを育む教育の推進

現状と課題

- ◎ 少子化や核家族化等の社会の変化に伴い、地域と子どもとの関わりの希薄化、家庭や地域の教育力の低下などにより、社会全体で子どもたちを育む力の低下が懸念されます。今後は、更に、学校・家庭・地域社会が連携し新たな教育機能を発揮できる体制づくりを確立する必要があります。
- ◎ 子どもたちを取り巻く環境は物質的には豊かになりましたが、子どもの自律性は乏しくなっており、このことは、受験競争や学歴偏重等からくる学校教育のひずみ、自己中心的な風潮や心の貧しさ、家庭の教育力の低下などが、自律性の発達を阻害していると考えられます。
- ◎ 新学習指導要領の重点は「生きる力」を育むという理念のもと、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」が育成すべき資質・能力の三つの柱となっています。
- ◎ 将来を担う子どもたちを育てる学校教育は、生涯を通じて自己向上を尊ぶ、生涯学習の基礎として、また、家庭や地域とが連動した地域教育の一環として捉えることが重要です。
- ◎ 学校施設の経年劣化などが懸念される中、子どもたちが安全な施設で安心して充実した教育が受けられるよう、施設・設備に関する様々な課題に対応していくことが求められています。

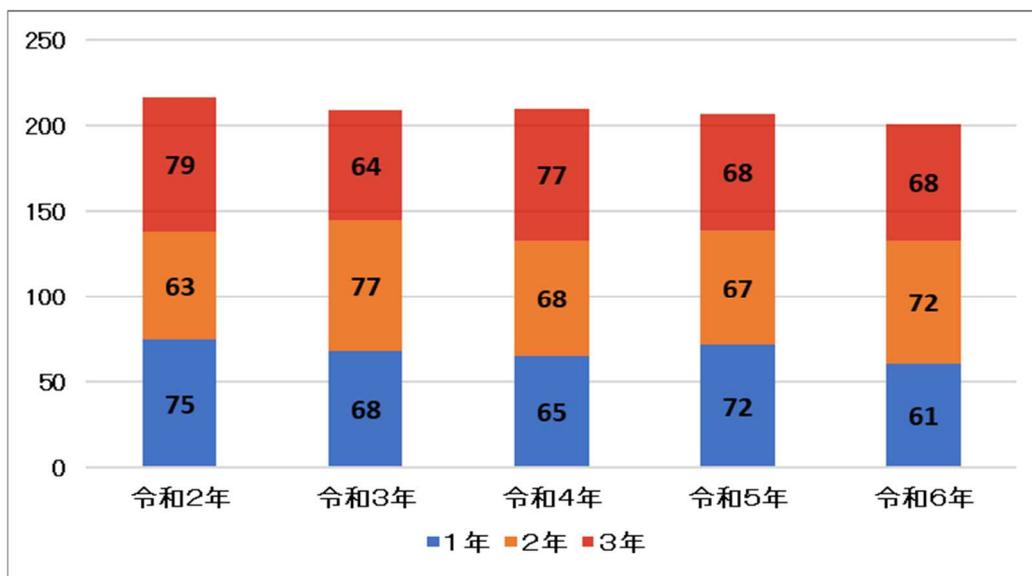
■ 小学校児童数の推移

(単位：人)



■中学校生徒数の推移

(単位：人)



(資料：学校基本調査)

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



保健



教育



平和

1 家庭や地域の教育力の向上

- 家庭は、子どもたちの最も大切な人間形成の場であるという意識の高揚を図るとともに、基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの最も基本的な資質や能力の育成・指導など、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを通して、家庭や地域の教育力の向上に努めます。また、子どもたちと保護者、地域の連帯意識を高め、地域全体で子どもを育てる機運づくりを進めます。

2 幼児教育の充実

- 幼児教育と学校教育との役割分担を図りながら、子どもの個性・情操を引き出し、集団の中で、豊かな社会性を養うとともに、健康な身体づくりを目指します。また、教育環境の向上を支援するとともに、保護者負担の軽減に努めます。

3 学力・心・体を育む義務教育の推進

- 学校は、家庭や地域社会との緊密な連携を図り、子どもたちの豊かな人間形成と、個性や創造性を伸ばすとともに、学力の向上と体力の増進に努めます。地域学習では、勤労の大切さや郷土愛など、次代を担う児童・生徒の意欲の向上が図られるよ

う、教師は積極的に地域との交流を深め、地域に密着した教育に努めます。

- 本町の特性である豊かな自然と格調高い歴史や文化は、すばらしい教育的財産であり、地域の特性を踏まえた創意あふれる郷土学習の充実を図ります。また、少子化や過疎化の影響による学齢人口減少等の状況を正確に把握し、適正な集団教育としての規模等を勘案し、新たな教育施策を推進します。
- 小中一貫教育校として、9年間の系統性を確保した教育課程の編成・実施により、たかはる学園の教育目標（めざす子ども像）の達成を図ります。
- 子どもたちの学力や学習状況を把握し、実態に応じた指導方法・指導体制及び環境整備等の工夫・改善や、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・大学等の連携した教育の推進、教員の指導力向上を通して、子どもたちの確かな学力の向上を図ります。
- 学校における道徳教育やその推進体制等の充実、子どもたちの自然体験や社会体験活動、交流活動等の推進及び文化・芸術活動の充実を図るとともに、教育相談体制の整備・充実を図り、子どもたちの豊かな心を育みます。
- 健康に配慮したバランスの取れた献立、アレルギーのある児童生徒に対応した給食を提供するとともに、地産地消の食材の調達や児童生徒が自らつくった弁当を持参する「弁当の日」の取組など、家庭や地域と連携した食育や健康・安全教育の推進等を通して、子どもたちの健やかな体を育みます。
- 児童生徒の学力状況分析や教職員の取組検証を実施するとともに、学校間の情報交換や情報収集により児童生徒の学力向上を目指します。
- 少子化による児童生徒数の減少や多様な教育ニーズ、社会の変化等に対応した魅力と活力ある学校づくりの推進や、子どもたちにきめ細かな指導ができる教育体制の整備とともに、子どもたちへの就学支援の充実等に取り組みます。
- 特別支援教育の推進により、障がいのある子どもたちへの支援を充実するとともに、障がいのある人もない人も一人ひとりの個性を尊重しながら、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会づくりを推進します。
- 高度情報化・技術革新や国際化などが進展する中で、子どもたちに、ICTを適切に利活用する能力や、我が国の伝統と文化を尊重するとともに、異文化を理解し、国際社会の一員として主体的に生きていこうとする態度を育むなど、社会の変化に対応できる教育の推進に取り組みます。

4 地域教育の推進

- 地域のボランティアを活用した学校教育支援の推進に努めます。
- ふるさとの温かさ・素朴さが息づく方言を活用し、地域と学校教育が連携する教育活動に努めます。
- 子どもたちが、地域の人々や保護者と触れ合うとともに、交流活動やボランティア活動等を行うことができる環境整備に努めます。また、地域のすぐれた歴史文化

に触れ、郷土を知り、郷土を愛する意識の高揚が図られるように地域学習機会の充実に努めます。

- 地域の生活環境や産業活動などに関する様々な課題について、住民自ら考え、互いに協力・連携して問題解決を図れるよう、地域内の連帯意識の高揚と住民主体の地域づくりを推進します。

5 学校施設の整備充実

- 学齢人口の減少という現状に対応した教育環境の充実を図るため、現高原中学校敷地内に小中一体型の校舎の整備を目指します。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和11年度目標値
子どもの教育環境への町民満足度	22.4% (R1)	19.5% (R6)	30%以上
小学生・中学生が1か月に読む読書冊数(平均)	8冊 (R1)	4冊 (R6)	10冊

基本
施策
2

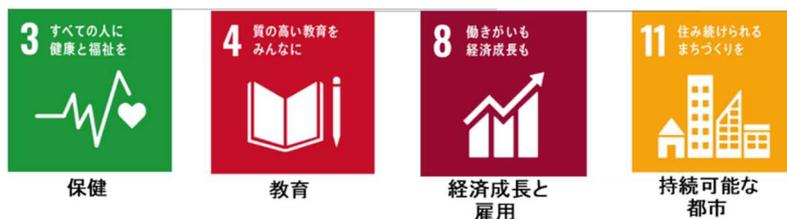
生涯学習の振興

現状と課題

- ◎ 少子高齢化、家族形態やライフスタイルの変容など、社会構造が変わりつつある中で、技術革新や国際化の進行などにより、社会で求められる能力についても、これまで以上に多様化・高度化してきています。
- ◎ 町民が健康で豊かな生活を営むことができるためには、その基礎となる知識を身に付けることが必要となります。このような背景から、「学ぶこと」への関心が高まり、様々なニーズが生まれてきており、子どもから高齢者まで誰もが、いつでも、どこでも「学ぶ」ことのできる機会の提供や、環境づくりが必要となり、その成果が地域社会の発展に生かされることが重要となります。
- ◎ 生涯にわたる学びを通じ、自己実現する力や生き抜く力、地域の課題解決を主体的に担っていく力を身に付けるための施設である、公民館や図書室、自治公民館等を「学びの場」として活用し、利用促進していくことが求められます。
- ◎ 地域の教育力が低下しないよう、希薄化しつつある地域の絆を再構築するためにも、地域課題解決につながる学習活動等の充実を図る必要があります。
- ◎ 町内居住の様々な分野の知識や専門的な技術・技能を持つ方を生涯学習の講師として活用することが重要です。そして、町民の「学び」への意識を向上するため、生涯学習講座等で学んだ成果を生かすことのできる活動支援・機会を提供していくことが必要です。
- ◎ 自身の意思で学んだ成果を社会に還元し、社会全体の持続可能な教育力の向上に貢献する「知の循環型社会」を構築することで、新たな人材の発掘や指導者の育成に向けた体制づくりを図っていくことが必要です。

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 生涯学習の推進体制の整備

- 子どもから高齢者まで、誰もが必要とする様々なニーズに対応した学習機会の提

供を行い、誰もが、いつでも、どこでも、学習に参加できるように努めるとともに、各個人が学習し、得られた経験や知識等が、社会で発揮できるような体制づくりを整備します。

- 地域の課題解決に取り組む学習や活動を促進するため、社会教育関係団体や企業等の連携強化、また、指導者の養成・育成・確保に努めます。

2 社会教育施設の整備充実

- 地域の交流や学習活動及びコミュニティ活動の拠点となる各地区集会所、自治公民館や、中央公民館、教育集会所、図書室（館）などの整備・充実に努めます。特に、老朽化の著しい施設については避難所施設等の防災施設機能をあわせ持つ施設として改築等を計画的に進めます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
生涯学習講座参加者数	1,210 人 (R1)	1,584 人 (R6)	1,600 人
中央公民館図書室の貸出冊数	3,562 冊 (R1)	13,992 冊 (R6)	14,000 冊



文化芸術・歴史等の振興

現状と課題

- ◎ 本町には、神楽、棒踊り等の民俗芸能や文化連盟を中心とした文化芸術に携わる団体等があり、多くの町民の方がその活動を通して豊かな感性と教養をはぐくんでいます。平成 22 年 3 月 11 日、祓川神楽と狭野神楽が「高原の神舞（かんめ）」として、国の重要無形民俗文化財に指定されました。また、令和 10 年のユネスコ無形文化遺産登録を当面の目標とし、令和 7 年度のユネスコ無形文化遺産への提案が決定しました。これらを契機として、伝統的な文化・民俗芸能等に対する町民の注目は高くなっています。本町は、国の指定、県の指定、町の指定といった文化財を持ち、近年は、本町の歴史を紐解く上で、重要となる埋蔵文化財の発掘調査についても、継続的に行われています。
- ◎ 町民が誰でも自由に文化芸術に親しみを感じられる機会の創出はもとより、新たな文化芸術の掘り起こしも今後必要となります。
- ◎ 伝統的な民俗芸能等についても、後継者不足といった慢性的な問題を抱えながら、どうやって守り伝えていくのかを町民と行政が一体となって考えていく必要があるほか、埋蔵文化財に係る専門職員の不足や調査後の活用等の問題、本町の特色ある文化財の掘り起こしも必要となります。
- ◎ 今後ますます、高度情報化社会、少子高齢化社会が進む中でも、文化芸術、歴史の振興により一層力を入れ、上記の問題点の解決に向けて少しずつでも進んでいく必要があります。

■文化財の状況

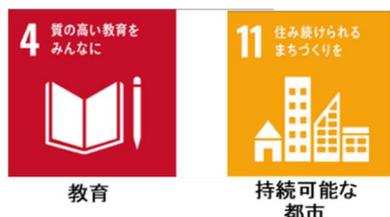
名称又は物件	種別	指 定 区 分	指 定 年 月 日
狭野の杉並木	国	天然記念物	大正 13 年 12 月 9 日
狭野神社仏法僧繁殖地	国	天然記念物	昭 和 9 年 5 月 1 日
高原の神舞（祓川神楽、狭野神楽）	国	重要無形民俗文化財	平成 22 年 3 月 11 日
高原町古墳	県	史跡	昭和 19 年 12 月 15 日
苗代田祭	県	無形民俗文化財	平成 11 年 9 月 27 日
日守地下式横穴群	町	史跡	平成 10 年 4 月 1 日
広原池の原庚申碑	町	有形文化財	平成 10 年 4 月 1 日
狭野の棒踊り	町	無形文化財	平成 10 年 4 月 1 日
錫杖院墓地	町	史跡	平成 13 年 12 月 13 日
長家文書	町	有形文化財	平成 13 年 12 月 13 日
狭野神楽面	町	有形文化財	平成 23 年 4 月 1 日
高原町民体育館分館	国	登録文化財（建造物）	平成 29 年 10 月 27 日

丸山家伝来銃砲刀剣類計5点	町	有形文化財	令和7年10月16日
---------------	---	-------	------------

(資料：教育総務課)

施策の展開

●持続可能な開発目標(SDGs)



1 文化芸術に触れる機会の創出

- 町民が誰でも自由に文化活動に参加する機会を積極的に作り、地域の個性を生かし、活動ができるように関係団体を支援し、文化施設における町主催事業や芸術文化の鑑賞の機会を増やします。また、高原町文化連盟をはじめとして各文化芸術団体と密に連携し、文化芸術を振興します。

2 文化芸術、歴史、文化財の保存継承及び活用

- 町内で活動している文化芸術団体や民俗芸能などの伝統を守り、少しでも後世に引き継ぐために、町と町民と保存会、加えて地域が連携・協力する必要があります。本町の貴重な文化財の保存継承を行うとともに、全容解明がなされていない埋蔵文化財についても引き続き調査を行い、記録保存等の対処を行う必要があります。
- 伝統文化や埋蔵文化財等引き続き保存継承を行っていくとともに、それらの記録等を活用し、次世代を担う子供たちはもとより、大人たちにも知ってもらい、理解を深めてもらえるよう努めます。

3 活用や保存継承のための環境整備

- 町民に様々な文化芸術の活動や伝統的な民俗芸能に触れ、本町の文化財や歴史を知ってもらうためには、それらを伝えることができる場所やそれに伴う人的な対応等の環境整備が不可欠です。
- 文化芸術、民俗芸能に、触れ、体験し、感じるができる場所の設置や歴史を知ることができる場所の設置も今後必要になります。文化芸術の講師等の育成、文化財保護の担い手の育成等、町民自らが主体的に文化芸術や歴史を伝えていけるように人的な育成にも取り組みます。

4 新たな文化芸術、新たな文化財等の掘り起こし

- インターネットやSNS等の普及により、自己の活動を広く世界に周知できる機会が増えています。周知する機会が増えると共に、新たな文化芸術も生まれ、これまで想像もしなかった文化・芸術が世界に広がっています。多様な文化芸術が創出される町にする必要があります。また、今後、本町の歴史の1ページを築く新たな文化財の掘り起こしにも取り組みます。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
文化財指定・登録件数	12 件 (R1)	13 件 (R6)	15 件以上
文化連盟加盟団体数	10 団体 (R1)	7 団体 (R6)	7 団体
民俗芸能保存団体数	7 団体 (R1)	7 団体 (R6)	7 団体

第5章 計画の実現に向けて

現状と課題

- ◎ 自主財源の乏しい本町にあっては、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源に頼らざるを得ない財政構造にあることに加え、社会保障関係経費等の扶助費の増加など、義務的経費が将来にわたって高い水準で推移することが見込まれるなど、厳しい状況下にあります。
- ◎ 今後とも、町税等の収納率の向上と納期内納付の推進による自主財源の確保に努めていく必要があります。
- ◎ 本町の財政運営状況は、令和6年度決算で実質収支比率2.6%、経常収支比率92.8%、財政力指数* 0.27、公債費比率7.1%となっています。また、財政健全化判断比率については、次のとおりとなっています。引き続き、健全な財政運営が求められます。

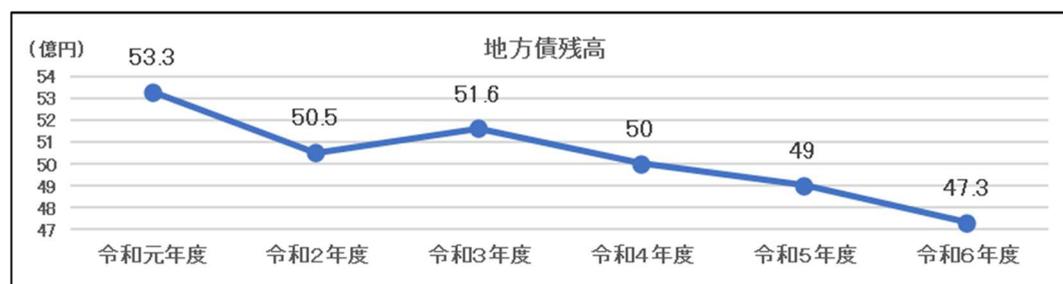
■財政健全化判断比率

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	15.0
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	20.0
③実質公債費比率	8.1	7.7	7.4	7.1	7.2	7.1	25.0
④将来負担比率	—	—	—	—	—	—	350.0

(資料：総務課)

- ◎ 本町の地方債残高の推移（一般会計） (単位：億円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末残高	53.3	50.5	51.6	50.0	49.0	47.3



(資料：総務課)

本町の地方債は、令和6年度末で47億3,008万円の残高があります。

◎ 本町の積立金残高の推移

(単位：億円)

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
財政調整基金等 (4基金)	10.4	11.3	17.4	18.5	18.9	21.8
その他特定目的 基金	8.7	5.7	16.1	17.8	20.0	20.4
計	19.1	17.0	33.5	36.3	38.9	42.2

(資料：総務課)

本町の各基金は、令和6年度末で42億1,613万円の積立残高があり、増加傾向にありますが、突発的な事案等に対する更なる財源の確保が課題となっています。

◎ 本町の財源構成

本町の令和6年度歳入決算額のうち、町税収入などの自主財源は22億302万6千円で、歳入全体に占める割合は29.9%である一方、地方交付税や国県支出金などの依存財源は51億7,475万6千円で、歳入全体に占める割合は70.1%と、依存財源が占める割合が非常に高い状況にあります。

(単位：億円, %)

区分	自主財源		依存財源		計	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
令和6年度	22.0	29.9	51.8	70.1	73.8	100
令和5年度	22.8	30.3	52.6	69.7	75.4	100
増減額	△0.8		△0.8		△1.7	
増減率	△3.5		△1.5		△2.1	

(資料：総務課)

施策の展開

● 持続可能な開発目標(SDGs)



1 計画的な行政運営

- 高度化、多様化、専門化する行政需要に対して的確に対応するため、職員の能力開発と意識改革を図り、効率的な行政運営を維持するとともに、行政サービスの質

の向上に努めます。

- 今後とも住民に真に必要な行政サービスを提供し続け、活力ある町政を継続できる自治体として存続していくために、将来を見据えた町政運営、行財政改革に取り組みます。また、職員等定数管理及び給与制度の適正化に努めます。

2 行財政改革の推進

- 社会情勢の変化や地方分権の進展に留意しながら、無駄のない計画的な財政運営に努めます。
- 事務費や施設の維持管理経費等について、経費節減の様々な工夫等を行い、より一層の削減を図ります。

3 公平な町民負担の適正化

- 各種行政サービスに係る使用料や手数料、公共料金などについては、受益者負担の原則に基づき、公平な町民負担の適正化に努めます。
- 町税等については、適正かつ公平な賦課徴収を実施しながら、新たな滞納者を増やさないよう現年度の収納率を向上させ、納期内納付の推進を継続し、財源の確保に取り組みます。
- 住民税の申告や納税に係る電子決済など、技術の研究等を実施しながら、住民の税務申告及び納税に係る負担を軽減し、住民税等の申告率と納期内納付の向上に努めます。

4 広域行政の推進

- 消防・救急に関する業務や葬祭センターの管理運営など、引き続き西諸広域行政事務組合による事務の共同処理に努めます。
- 環境や観光、防災、産業経済などに係る施策・事業の充実を図るため、自治体間の連携の強化・推進に努めます。
- 中長期的に都市機能と生活機能の維持を図るとともに、事務の効率化を促進するため、定住自立圏構想や新たな政策分野における市町村間連携事業の検討を行います。

成果指標

成果指標	前期基準値	現状値	令和 11 年度目標値
財政力指数	0.28 (R1)	0.27 (R6)	0.28